

# 第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成23年3月15日(火曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	三日月支所長	廣 瀬 秋 好		
		午前11時17分 か ら 入 場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

日程第 1 . 一般質問

---

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先日、3月の11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という観測史上最大規模の地震が発生をいたしました。犠牲者の数は、4日経った現在もなお、確定をしておりません。メディアの発達か、リアルタイムで、その震災の様子が、刻一刻と流されました。川をさかのぼる津波が田畑を呑み、家屋や車、大型の船までもが押し流され、アメーバのように上流へさかのぼる東北地方太平洋沖地震と名づけられました、この地震は、自然の猛威、本当にそのものでありました。1万人を超すとも言われる犠牲者になられた多くの方々に心からのご冥福をお祈りを申し上げますと共に、被災されました方が、1日も早く普段の生活ができるようになりますように、国に対しても格段の支援をされまじよう、心から念願するところであります。

また、議会は、勿論であります但町民の皆様におかれましても、町として、義援金箱の用意もいたしております。一昨年、佐用町も全国の方々にお世話になりました。この点につきましても、どうか格段のご協力とご理解をよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

ここで、全議員、そして管理職の皆様方おられますので、この地震で亡くなりました皆様方に対して、哀悼の誠をささげる意味で、黙禱をささげたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、起立願います。

黙禱。

〔黙 禱〕

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。着席ください。

ここで、町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 失礼します。私からも一言発言をさせていただきます。

ただ今、皆さんと共に黙禱をささげましたけれども、この度の関東東北地方の太平洋側を襲った巨大地震。そして、その地震によって引き起こされた想像を絶する大津波によって日本の災害史上類を見ない、本当に甚大な被害が発生をしたわけでございます。

まだ、発生から5日目をむかえたわけでありましてけれども、未だに、その安否がわからない方が、数万人もいらっしゃるということも伝わってきますし、また、この非常にまだ寒い中、寒さに震えながら、水も食べる物もないというような、本当に厳しい状況の中で、避難生活をおくっておられる方が、数十万人もおられるということ。そういう惨状がテレビ等によって、私達は、それを伝えられるのを見て、本当に胸が張り裂ける、締め付けられる思いがいたしております。

私達佐用町も一昨年の大水害で、（聴取不能）ましては、本当に全国から多くの方に助けをいただいで、今、復興に立ち上がることができました。この度の災害は、本当に国家の危機とも言うべき未曾有の大災害でありますので、国の総力挙げて、被災者の救援をし、

また、復旧復興に全力を挙げて取り組んでいかなければならないと思いますけれども、わが佐用町といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、今、現地の状況は、非常に混乱しております。また、被災地が非常に遠方でもあり、通信、また、交通手段もですね、なかなか確保できないというような状況の中で、町単独で行動することは、非常にまあ、困難な状態でありまして、町といたしましては、当面は、県と一体となって支援をして参りたいというふうに思っております。

まあ、まず災害、発生した当日の当夜、県の消防援助隊が派遣をされました。その隊員として、佐用の消防署員2名が派遣をいたしております。また、一昨日、新たに2名を派遣をいたしました。

まだ、聞くところによりますと、ようやくたどり着いたということで、23時間掛かったということを聞いております。今後は、また、いろんな人的な支援も、必要な支援を行って参りたいと思っておりますし、町民の皆様にもですね、お願いを申し上げて義援金等をお送りしたいというふうに考えておりますので、町民皆様の、またご協力を、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、これから一般質問に入りますが、今回から、一問一等方式ということで、テレビご覧の皆様方に、よく分かっていただきたいというふうな意味で、そういうことにさせていただきます。

方法は、議員から通告の質問、順番の一問をまず質問いただき、町長は答弁を行い、その最初の1問の質問答弁を繰り返していただきます。最初の質問が終われば、通告による順番に質問答弁を行っていただきたいというふうに思います。

発言は、議員は、質問席から。答弁は、町長の自席から。時間は1時間ということでしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、直ちに会議に入ります。

ここで、廣瀬三日月支所長から、三日月地域高年大学閉校式出席のためということで遅刻届が出ております。認めておりますので、報告をしております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

## 日程第1．一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第1は、一般質問であります。

13名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、4番、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） おはようございます。4番議席の敏森でございます。

質問に先立ちまして、ニュージーランドにおける日本人留学生が地震に遭い亡くなられたことをはじめ、3月11日のマグニチュード9.0という想像もつかない東日本大震災により犠牲者となられた多数の方々に対し、ご冥福をお祈りを申し上げたいと思います。

さて、現代教育のあり方と将来の教育行政を目指してお伺いしますが、答弁は、簡潔明

瞭をお願いをしたいと思います。

少子高齢化が進み、子どもは宝と言われるようになり、現在の教育のあり方は、家庭教育、学校教育、それに社会教育がしっかりと地についていないと間違った方向になりはしないか。それは、個人的な見方か、それとも一般的な見方だろうか。

まず、言葉使いにしても、言葉の簡素化、判断に苦しむような言葉が一般的に使われており、しまりがない社会共通語になっております。

教育の場においても少人数のため、教師を囲み、輪になって教師中心でグループ討議になっているように思います。団結心、協力性は良いかもしれない。しかし、それでは競争という言葉は成り立ちません。争う心がなければ教育に進展はないと思います。

幼少期の家庭教育、学校教育はしっかりとした基本を学ばせることが大事であり、時代にとらわれない教育が必要かと考えます。そこで、教育のあり方が1つの鍵であり、社会全体が見本となる地域づくりをしていかなければなりません。

また、統合郡教委が始まったのは、昭和41年5月1日、その時は、小中20校プラス2分校、当時の郡教委の職員は教育長含め8名、その後、大畑小学校が廃校になり三日月小学校に、そして久崎中学校が廃校になり、上月中学校に統合をしております。また、佐用中、江川分校、利神中学校、利神中石井分校が廃校になり、新制佐用中学校になりました。当時は、50人余りの教師が1校に集まっております。その後、石井、平福、海内、長谷小が統合し、新たに利神小となり、それでも児童数が大幅に減少しております。

それに追いつくのをかけ、一昨年の災害により人口も激減しているため、今後の見通しが非常に暗いのではないかなというふうに思います。

以前から夢ある教育を旗印に掲げられておりますが、その将来の夢を聞かせていただきたいと思います。

9年間の義務教育のあり方、将来どのように教育行政を進められていくか、以上、2点を主体に関連を含めお聞きします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁お願いします。

町長（庵逄典章君） 教育長の方から、まず答弁をしていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。先ほど、黙祷させていただきましたけれども、本当に大きな地震で、地域の方々もそうですけれども、特に、教育委員会におります私としては、子ども達、また、学校、それぞれの気持ちや、今の生活実態、本当に直ぐにでも行きたいという思いでいっぱいでありまして、子ども達の元気な声をテレビで見る時に、ホッとする気持ちもあります。本当に、大変なことで、これから学校関係、教育委員会関係としましても、できる限りのご支援をして参りたいと思います。

それでは、敏森議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

敏森議員ご指摘のとおり、心身ともに健全な児童生徒を育てていくためには、学校教育と家庭教育を含む社会教育がしっかりと地についていないといけないと考えております。

また、過小規模校における人間関係の固定化やいい面での競争心の問題もご指摘のとおりであろうと認識しております。議員もご承知のとおり、本町の教育は、昭和41年5月に佐用郡教育委員会が発足して以来、夢ある教育を基本理念として参りました。そして、本年度策定いたしました佐用町教育振興基本計画におきましても、夢ある教育を基本理念としたところであります。

そこで、9年間の義務教育のあり方につきましては、教育基本法に規定された、児童生徒の能力を伸ばし、社会で自立して生きていける基礎を培い、社会生活していくための基本的資質を養うことを目的に、その実現に向け、それぞれの発達段階に応じた教育活動を行っているところであります。そして、その教育活動をより効率的、効果的にしていくための工夫や研究は絶えず努力していく必要があります。義務教育は、子ども達の可能性を伸ばすことが使命であります。子どもの教育効果を考える中で、必要な環境整備を、進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、将来どのように教育行政を進めていくかというご質問であります。近年、情報化、少子高齢化、グローバル化、価値観の多様化、ライフスタイルの変容など、目まぐるしく社会が変化しております。教育を取り巻く環境も大きく変わり、子どもたちにとって将来が不透明なものとなってる部分もあります。そうした中で、教育委員会は、教育課題についての指導目標や実践の指針を示し、一貫して夢ある教育の理念に立ち、夢を持つ教育を推進してまいりました。今後も、これまでの教育の成果をふまえて、本年度策定の佐用町教育振興基本計画、夢ある教育 きらめきプランに基づき、夢ある教育の推進として、基礎・基本をはじめとする確かな学力、自立的に生きる力を培う教育を推進し、そして、こころ豊かな人づくりとして、学校・家庭・地域の望ましい人間関係の構築と郷土の自然や伝統文化を大切にする人間性や社会性を養う教育、この2つを基本方針として、その重点目標に関わる施策を具体的かつ着実に推進していきたいと考えているところであります。

以上、敏森議員の質問へのご答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） 質問が重複したり、あるいは答弁を聞き漏らしたりするかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

9年間の義務教育は大切な時間であり日数であります。私は、父親が戦死のために、母子家庭で育ち、両親揃った家庭とは違い、遊ぶこともできず、母親の姿を見ながら手伝いをし、疲れて勉強もできなかったことを、今になって、改めて教育の大切さを感じております。

しかし、今からでは遅い。義務教育の大切さ、教育の恐ろしさ、家庭教育と学校教育は、一体化したものでなければならず、ここで人としての活路が開かれます。勉強だけではない。学校という1つの社会、共同生活が生み出されております。この時こそ、大切な9年の歳月ではなからうかと思えます。この9年間は、後戻りすることはありません。人間としての基本をつくる期間であります。その間に、家庭教育がしっかりしていないと、道筋が違ってきます。児童生徒に責任があるとは言えません。今は、夫婦共稼ぎが多く、隣が共稼ぎだから、うちもとなり、普段は、子どもを見ていない。それでいて、教育はどうだ、教師がどうだとの話になってしまっているのではないかなというふうに思えます。教育委員会として、家庭教育研修、または、研究会的なものはできているのでしょうか。あるいは、副読本による道徳の時間に、時間は、週に1時間であると思えますが、最近、道徳的資質に欠けているように思いますが、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、議員おっしゃいましたように、9年間、大切な時間であり  
ます。本当に、後戻りはできません。

で、家庭教育の研修をしているかということでございますが、教育委員会独自としての  
ものとしては、郡のPTAの事務局を持っております。それぞれ、PTAのリーダー研修、  
そういうものは進めていっておりますが、特に、学校は、学校参観日、更には、個人面接  
等々している中で、講演会を持ったり、また、学級での懇談で、家庭のあり方、また、親  
としてのあり方、そういうものを議論していただいております。

また、道徳教育につきましても、年間 36 時間をしておりますが、副読本等を通じなが  
ら、道徳としての学習、更には、学校参観日を通して、親も一緒に子ども達の学習風  
景を見ていただいたり、そこで、親として、子ども達が、どういう道徳の学習をしてい  
るか、そういうことも知っていただくと。そういう機会も持っているところでござい  
ます。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 今は、子どもに対して、先生が手を上げては暴力とみなされたり、  
それだけではない、処分という重い荷物が被ってきます。だから、教師は孤独になり療養  
をとり休んでしまう。今は、休んでいる人がいないかもしれませんが、そういうように追  
い込まれてノイローゼ気味になり、悩んでしまう先生もあるのではないかなというふう  
に思います。そういった悩んでいる先生に対して、教育委員会としての対応は、どうされ  
ているのかお伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、教職員が学校現場で、また、親との懇談、話し合い等々の中  
で、食い違い、そういうものもあるかと思います。特に、今現在、議員がおっしゃいま  
したような形での、学校を休んでいる教員につきましては、今、ありません。すくなくと  
も、今のところ元気で、教壇に立って来ております。

なお、そういう形で、いろんな課題、問題を抱えた教職員につきましては、特に、管理  
職。校長、教頭の月1回、研修、また、校長会を持っておりまして、そういう中で、早く  
気づいて欲しいと。そして、自分1人が、そういう問題を抱え込まないように、できるだ  
けアドバイスや聞く側に立って、しっかりと悩みを聞いてやって欲しいと。そういうこと  
で、今、進めているところです。

教育委員会としましても、管理職から、そういう報告を受けたり、した時には、直接、  
会える先生であれば、会ったり、また、県教育委員会との相談もしまして、そういうチ  
ームも県教委にはありますので、連絡を取りながら、しているところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 最近、考え方、あるいは捉え方が変わってきているだけに、厳しさが無いように思います。時代が違うと思っておられるかもしれませんが、教育に時代はないというふうに思います。

教師は、教育の要であり、それだけに四六時中先生であり、退職しても、亡くなっても、先生は、先生であります。それが、現在、サラリーマン化してはいないかなというふうに思うわけでございます。

なぜ、そのようなことを聞くかと言いますと、教師は、視野が狭いと言われるのはなぜか。考えられたことがあるでしょうか。一般的な教養だけでなく、人間としての立場を尊重できる人物でなければなりません。プロとしての自覚を持ち、教師とは模範人物でなければならないと思います。教育方針を毎年立てられておりますけれども、子どもへの教育方針だけでなく、教育の、教員の指導方針も必要であるのではないかなというふうに思いますけれども、そういった点をお聞かせ願いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 教育は、時代ごとこう、変わらない、1つの不変のものがあると。これは、私も同感であります。しかしながら、これだけ社会が変わった時に、どうしても、ぐらつくということは、やむを得ないのではないかと。また、先生は、いつまでも先生。これも同感であります。

また、視野が狭いと言われることも、これは先生に限らず、公務員は、世間が狭いとかいうことを、私も、若い時分から、よく聞いてまいりました。しかし、個人的に申せば、私は、そういうことを、心の中で反発をしておりました。何くそという思いで。ですから、若い時から、職業の違った方々と、よく話をしたり、一緒に作業したり、ボランティア的なことも若い時した経験があります。

まあ、しかしながら、私も個人的には、十分だとは思っておりません。もっともっと視野を広めていくべきことがあると認識しているところであります。

また、先生も、先生は、模範的な形でのものだと。これも、よく言われることでありますが、先ほど、敏森議員もおっしゃいましたように、私もですが、小さい時に母親が病気で、神戸に入院していたことがあります。その時に、飼っていた犬をいじめたり、こらしめるといふんですかね、そういうこともしたようです。父親や母親に聞きますと、そういうことを、今、これから、ご質問にあります、いじめの問題やとか、いろんなことありますけれども、やっぱりそういうことが、自分の生き方につながっているのではないかと。そんなふう感じておるところです。

また、教員の指導の方向性ということにつきましては、これは、まあ、近々で言いますと2月に全教職員の教育基本計画の説明会ということで、2時間ほど研修を持ちましたけれども、それぞれ教科ごと、また、道徳、特別活動、いろんな形です、それぞれの教員が研修に努めておりますし、県教委が計画しております研究会。また、県の教育研究所の講座、それぞれ専門、また、教科、生徒指導等々の研修につきましては、約190人ほどの教職員、一度には行けませんけれども、年次計画を立てながら、資質向上に努めているところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、内容を、いろいろと変えますけれども、もう何年も前のことなんです、参観日当日、教室の入口に、父兄の出席簿、丸をつけて勉強している児童の後ろで他の父兄と話し合い、子どもが何を勉強しているのか、分からないような状態がありました。授業時間が終われば、早々と帰ってしまう。後の保護者会などには、出席をしない。教師が残って欲しいと追いかけて行っても、他の人が帰っているからと、人のせいにしてしまう。だから、どのような会合であったか、全く分からない。そういった状況が、最近、全校とは言えないけれども、続いているのではないだろうかというふうに思います。

参観日の内容を言いましたけれども、現在は、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 細かい報告は受けておりませんが、ここ1、2年は、うるさくて授業ができなかったとか、そういうことは、聞いておりません。しかしながら、先ほど、議員がおっしゃいましたような事実は、皆無とは言えないと思います。私も、現場で、教壇に立ちましたし、また、管理職としても長年、務めさせていただきましたが、はっきりと私語をやめてくださいと。話をするのであれば、教室から出てくださいと言ってしたことも数回ございます。

また、参観日の時には、特に、校長、教頭は授業しませんので、それぞれの教室をのぞいて、授業風景やら、また、お父さんお母さんの参観のあり方とか、そういうものは、肌で感じ、また、目で見ています。毎回ではございませんけれども、校長会等では、そういう、子どもが集中できないようであれば、はっきりと、言うことは、なかなか言いにくいことですが、私語はやめてくださいとか、一緒に子どもと勉強してくださいとか、または、話があるのであれば、場所を変えてくださいとか、はっきり伝えてくださいということは、言っております。

また、授業参観が終わった後の学級PTAのあり方ですけれども、これにつきましては、非常に学校も苦慮している面があると思います。

それは、どういうことかと言いますと、丁度、その時期に合った討議の柱というんか、内容というんか、そういうものをしっかり学校側も考えて、また、親と、今、どういう内容で話することが、一番、この学級として、また、学年としていいんだろうとか、そういうことを十分考えた中でのPTAの懇談会のあり方。こういうものも非常に必要ではないかなというように捉えています。

私も、校長しております時に、帰られている方を両手広げて、ちょっと待ってくださいと。まだ、一番大事な時間が残っておりますよと言って、何回か、また、教室へ帰ってもらったことがありますけれども、しかし、その人は、私がいた時には、それから、学級PTAに参加していただいたようであります。やっぱり、見て見ぬふりをするんじゃなくて、どうぞおってくださいと。子どもの為ですよ。あなたの為ですよ。そういう姿勢が伝わるように学校にも努力をお願いしているところであります。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） だいたい、内容的には、分かりましたが、子どものことより自分のことが大事では、この社会は何なのか、非常に恐ろしい時代に、突入しているように思うわけでございます。

それと、また、次のことなんですが、最近、テレビ報道見ていると、親が子を殺したり、子が親を殺しておりますけれども、親が子を守ったり、子が親に従ったりする範囲が定まっていないというふうに思います。親の役目、子どもの役目はどうか。1人で大きくなったと思うなというところを言いたいと思います。

私が、私はじゃない。親が育て、社会があるから知恵がつき、立派な成人になっていくことを忘れてはならないというふうに思っております。

で、違った方面からなんですが、服装にしても締まりがありません。それが、今の世の中、当たり前になっていないかというふうに思います。児童生徒の問題だけでない。ジーパン等は、わざと破れたような物が製品であります。それが、現在の社会であり、開かれた考えた方であろうかなというふうに思うわけです。教育行政をまかなう教育委員会として、どのように指導対応されているのかなというふうに思います。

まあ、社会問題につきましては、そこまで落ち込んでいるのではないかと。僕の考え方が古いのだろうか。学校教育は、時代にとらわれない教育を、先ほども言いましたが、お願いをしたい。そういったように思うわけでございます。

基本プラスアルファで、現在は、アルファが勝っております。基本が守られていないというふうに思っておりますので、そういった状況の中で、教育長の意見をお聞きしたいと思っております。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい問題ですが、まず、学校教育の中で、今、佐用町の14小中学校は、制服を着用しております。一時期、非常に太いズボンだとか、学ランと言いまして、ちょっと長い学生服だとか、詰襟が、非常にこう幅広いか、そういう状況もございましたけれども、今、非常にきちっとした規定の制服を着て、登下校を、また学校生活を送っております。また、一時期、非常にズボンをずらしたというような、一部の子どももございました。しかし、ここ最近、あまり見かけなくなっております。じょじょに、そういう面では、いろんな学校での指導とか、そういうものが、浸透と言いますか、子ども自身が、理解をして着こなしているのかなと、そんなふうに理解しているところです。

議員が、今、言われた、そのジーパン、故意に切ってますね、糸がこう、ほぐれたような形で、そういう服装をファッションとして着ている大人、また、子どもですね、家庭に帰りますと、そういう服装をしている子どももあるんじゃないかなと思うわけですがけれども、要は、私は、きちっと、どこでもできたらいいんですけども、そういう職場とか学校とか、また、家庭での生活、そういうところを、きちり仕分けする。ここは、こういう服装では駄目なんだ。きちっとしなければならぬと。ここは、くつろぐとこなんだという一人ひとりの価値観ですね、そういうものをしっかりと、育てていけたらなど、そんなふうに、今、考えているところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） ずっと前のことかも分かりませんが、運動会当日、中学校長が、こう言ったことを思い出しました。父兄が踊りをしているのを見て、ほとんどの人が、ズボンからシャツを出しております。だらしのないことだ。なぜ、このようになってしまったのだろうかと言われたようなことがございます。1人の人がシャツを出しているのであれば、だらしのないと思うのですが、ほとんどの人が、同じようなことをしているために、感じません。シャツを出している方が、窮屈でないと言っている人もありますけれども、そんなことは、身だしなど、ひとつも気にしないという人であると思います。

単なる時代の流れだろうか。私は、そういうふうには、思いませんが、規律が守られていない。これで良いのだろうかかなというふうに思うわけです。

それから、5、6年前の、学校名挙げたら、非常に申し訳ないですけども、三土中学校の体育祭に行きました。生徒は少ないが、運動の得意な子、そうでない子もいると思いますけれども、総行進は軍隊並みで、手と足は、全員が一体化したものでありました。それから、3年ほど前に、入学式に出席したところ、あの先生は、体育の先生だと思いましたが、その年、宍粟市で、野球大会で優勝しております。やればできるということを見せつけられたというふうに思いました。これらは、指導力の問題ではないかなというふうに思います。そこまで、やれとは言いませんけれども、それに似合う指導も必要かと思えます。他市町との指導の交流事業等はあるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 他市町との、交流事業といえますか、いろんな研究会がありますけれども、そういう所へ、例えば、町とか市の教育委員会の指定研究会とか、県教育委員会、また文科省の研究会とか、そういう広い範囲になりますと、いろんな市町からご案内が参ります。また、佐用町なんかでも、案内を他市町に出しますので、教員同士の交流、また授業の参観する。そういうことがございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 隣の町のことを言うようでございますが、宍粟市は、スクイム市と姉妹提携をしております。9日間、民間の家に滞在し、家庭環境や地域、言語、食べ物等を体験し、大きく開かれた人物になって帰って来ているという話を、校長先生から聞いたことがございます。言葉が通じなかったり、食べ物が違うために、ホームシックにかかりはしないかというふうに心配して質問したところでございますけれども、自分が思っていたこととは、全く違った考え方であったというふうに思いました。

佐用では、外国でなくても体験学習をさせるような計画はありませんか。そういった点をお聞かせ願いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 何月議会でしたか、大下議員からも、そのようなお話がありました  
が、現在のところ、そういった計画は持っておりません。まあ、体験学習の重要性、これ  
は県教委も提唱して、県教委も提唱しておりますし、佐用町の教育委員会としても、体験  
学習は、非常にいいと思っております。小学校につきましては、自然学校、それから中学  
校につきましては、トライやるウィーク等で、今、やっているところでございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 教育は、一定でなければならないというふうに思います。

義務教育は、隣の町に遅れをとるようでは、県の一般方針に沿っていないのではないか  
なというふうにも思うわけですが、各教育委員会ごとに、そうように考えて、いろいろと  
やっておられるということでございますので、見習ってはどうかというふうにも思いま  
す。

それから、言葉遣いの中で、よく全然という言葉を使います。全然とは、全くという意  
味で、意味の通じないことを平然と言っているように思われます。昔は、全然という言葉  
は、会話の中に使われなかったように思います。社会状況から判断して、言葉遣いを、ど  
う思われるか。言葉の簡素化についてですが、例えば、取り扱い説明書のことを取説と言  
い、判断に苦しむことがあります。現在、社会のおろかさがにじみ出ているような気がい  
たしております。敬語の中に熟語が結合しているのではなく、略語が出てくる。また、上司  
あるいは目の上の人に対して、何をさせていただいておりますというような、何々をしてく  
れているという、常識の外れた物の言い方、それが常識になってしまっているのではない  
かなど。上司も部下もない状態。友達感覚でしかない。なぜだろうか。考えられたことが  
あるんでしょうか。それも、時代の流れだろうか。基本が守られていないというふうに思  
います。

教科書に載っていることだけ教えれば、義務教育は終わりではないというふうに思いま  
す。

資質向上を目指して、どのようにすれば良いか協議する必要があるのではないかなとい  
うふうに思います。

それから、自由化、聞こえは良いが、何でも自由化になりすぎてしまっているのではな  
いか。言葉の自由化が社会を脅かす一言になり、正しい教育の一部とは言えない。教育方  
針をもう一度裏返し考え直す必要があると思っておりますけれども、そういったことについま  
して、どう教育長の方では、思われるでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今まで、平成 22 年まで佐用郡の一般方針というものを、毎年出し

て来ました。これは、一般方針ですので、1つの基本であります。今、議員がおっしゃました言葉遣い、いろんな大人との対応、人との対応ですね、そういう具体的なことについては、1つ1つ、そういうものに挙げることはできません。今回の教育基本振興計画につきましても、中期的な方向としての佐用の教育のあり方を示したわけで、今も言いましたように、1つ1つ、子ども達にかかわる細かいことにつき、細かいことと言っては、失礼かと思うんですが、具体的なことですね、これについては、それぞれが、学校の実態の中で、子ども達の実態の中で、言葉遣いが悪いのであれば、こういうことを1つの目標に掲げ、1年間頑張ろうとか、また、生徒会は、子ども達は、子ども達の中で、服装が乱れたら、服装をきちっと整える週間にしようとか、月間にしようとか、そういうことでの学校の規律、そういうものを作っていく。これが、非常に大事かと思っております。

私も若いときに、教育委員会に入りました時に、電話がかかってきて、教育長さんおられませんか言うたら、当時の教育長から、なんちゅう答弁しよんな言うて怒られたことがあるんですが、身内だろうと。よく、いろんな家庭へ電話しますと、何々ちゃん、誰々から電話かかってきとるでとか、なかなか、自分の子どもを呼び捨てにできない親も多々あるようでございます。そういう時に、やっぱり1つ1つ家族で考えたり、また、それぞれの職場の中でも気づいた方が、ちょっと助言、アドバイスを与えるなりする中で、正しい言葉を使うように努力していくべきではないかなと、そんなふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） いろいろと話をいたしておりますけれども、学校で起きていることは、なるべく伏せておこう。気持ちは、分からないことではありません。しかし、大きな問題になってから発表しても、どうにもならない。伏せておくことが、解決には当てはまらないということでもあります。対応を素早くすべきではないかないうふうに思います。

それから、最近、不登校児童、生徒も増えていると聞きますが、なぜ、このようなことが起きるのか、考えられておりますか。人数とか、小中学校を分けてでございますけれども、何人ぐらいあるかお聞きしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在、小学校で1名。中学校で6名と記憶しております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 昔は違っておりました。学校に行かなければならない。休めば、遅れを取る。頭が痛くても、腹が痛くても、学校に行っていたことを思い出しますが、今は、どうでしょうか。休みたかったら休みなさいでは、忍耐力がない子どもを育てているように思うが、どういうふうに思われるでしょうか。

それから、子どもによって違うが、不登校の原因は何か。主なものとして、全国で、小

中高、11.9パーセントの不登校と聞いております。内容的には、人間関係はうまくいかない。引きこもりがちな子。腫れ物に触る気がする。自信を失う。勉強できないと罪悪感を持つ。そういったことを、テレビの方で報道をされておりました。この子どもたちに対しての対策は、どういうふうと考えられているか、お伺いしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、不登校につきましては、いろんな要因が考えられます。5人いれば、5人全て原因が違います。

で、私も経験したんですけれども、3年生、中学校3年生の子で、夏休み入るまで、1年生、2年生、3年生の1学期間、もうほとんど休まない子が、9月の3日、始業式が始まって3日目ぐらいに、ポトッと休んだ。で、3日間ほど休みが続いて、どうしたんや言うたら、学校へ行きたくない。で、何だろうと。お父さんお母さんも一生懸命考えられました。分からない。言わない。学校も考えました。しかし、友達関係でギクシャクするようなこと、今まで一切なかったということで、いろいろ聞いて、結局、その子は、卒業式まで学校へ来ることはなかったわけですが、その子は高校入試のために一生懸命勉強した。夏休みも一生懸命勉強した。そして、9月に、夏休みの課題とか、それまでの、まとめのテストですね、それがあった。しかし、自分が思った成績よりも低かった。それが原因だったようです。

で、卒業式前に、お父さん、お母さん、校長室へ来ていただいて、いろいろ卒業式のこととか、今までのこととか、お話を1時間余り聞いたんですけれども、お父さん、お母さんが泣いておられました。私は、そこまで悩んでいるとは知らなかったと。親は、一生懸命勉強して、自分の行きたい学校へ行行って欲しいと。その願いだったんだけど、プレッシャーをかけたんだらうかということで、お父さんお母さんも相当、自分のしてきたことを、育ててきたことを、反省というんか、良かったんだらうか、悪かったんだらうかということで、悩んでおられましたけれども、経済的なこともございます。また、家庭的に、非常にこう、いろんな、毎日、落ち着かない家庭。そういうことも要因の1つでありまして、また、よく言われる友達同士のいじめであったり、そういう、また、いじめじゃなくても、なかなか友達ができない。そういうこともあるかと思えます。

そういう中で、学校としては、今、先生一人ひとりに、子ども達の生活を直視して欲しい。そして、子どもから、先生に言っといと云うのではなくって、先生の方から、できるだけ子どもたちに声をかける。そういうことでの、子どもたちの心の変化、生活の変化、そういうことを日々見ていこうということで、先生、教職員には指導しているところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、4番、敏森君。

4番（敏森正勝君） 学校内では聞かないが、最近、虐待が、町内の中でも多いと聞きますが、家庭内でのトラブルではないかなというふうに思いますけれども、教育委員会として、把握して対策を考えられているかどうかというふうにも思います。

田舎で、虐待という言葉は必要ないと思っておりましたけれども、学校教育だけでなく、

幼児教育、社会教育の必要性が重要なことであります。虐待内容は違っていても、私たちには、考えられないことであり、家庭教育も合わせて指導願いたいと思います。

ただ、教育委員会に社会教育課がないだけに弱点が伺えるように思います。

また、学校教育に必要な指導主事の不足により指導力の低下もあるのではないかなど。それだけに進んだ教育とは言えないのではないかなどというふうに思います。改めて、教育の中心は、どこにあるのか。家庭にあるのか、学校なのか、社会なのか、教育委員会を筆頭に学校、家庭、3者が連携し、まとまりのある教育を期待をしたいというふうに思います。

県へ指導主事の要望はされているのか。あるいはまた、県ができないのであれば、町で方法を考えられないか。スタッフが揃わない限り教育は成り立たないというふうに思います。是非、考えていただきたいなというふうに思います。

人間の出発点は、教育にある。指導主事がいないとなると、学校訪問による指導力の低下になり、学校訪問ができないのではないかなどというふうにも思ったりもいたしております。

合併前、平成16年12月の新町まちづくり計画の内、特色ある学校教育の推進に向けて、教員資質の向上やスクールカウンセラーの充実、更には、国際理解教育、情報処理教育、福祉教育などの充実を図りますとなっております。合併して、5年が経ち、今、この中で、何ができているのかなど。社会に、そして地域に示すことではなかるうかなどというふうにも思います。

それから、学校統合の件についてでございますけれども、前回、定例会の一般質問の中で、岡本安夫議員からも学校統合の件で話がありましたが、最近、児童生徒数も減少し、将来増える見込みもない状況の中、学校統合も昔とは違い、考えていかなければならない状態ではないかなどというふうにも思います。

しかし、1学級20人をめどに考えると、地域の実情を踏まえ、納得のいく方法を提示しないと難しい教育運営になりかねないと思います。全国的に地方分権が話題になり、町も合併し、新町として発足して5年が過ぎ、新しい教育のあり方を考え、他市町に遅れを取らないよう整理していただきたいなというふうにも思います。

1月25日の神戸新聞に載っておりますけれども、今後、10年間をめどに統廃合を進める方針を明らかにしたと。そして、2008年4月から学校適正規模検討作業部会を設置し、統廃合の経緯や現状、生徒数の推移などについて報告書をまとめ、規模適正会議を設け、4回の会合を開き、議論を重ねているとなっております。このような会議は重要なことでありますので、その報告は、逐次すべきでありますけれども、校長会等と協議をして、そしてまあ、こういった議員協議会等にも報告もしていただきたいなというふうにも思います。それが、先に新聞に出てしまうとは、どういうことか伺いたいと思います。

それと、十分に校長会と協議せずに、私たちにも報告がないままに新聞に出てしまったのかなどというふうにも思います。

また、隣町でありますけれども、宍粟市は、平成21年8月に全体計画を示し、21年9月から市内の教育について、学校のあり方を考え、統廃合の地区別懇談会が開催されているようであります。

1学年25人を目標に計画を組まれて、早いところでは、23年度より新校区実施の計画であります。この話は、1年半佐用は遅れているように思われるが、教育長の意見はどうでしょうか。

それと宍粟市は、25人目標。佐用では20人。県下の教育方針、学級編成はバラバラで良いのかどうか。学級編成によって教員数が変わってくる。はっきりしていることは、校長、教頭、養護教員、事務職員が、統合すれば余ってくる。統合すれば、どういうことが

起きるか考えられているのかなというふうにも思います。

また、宍粟市は、義務教育9年間を通した同じ目標を定め、地域に対して愛着と誇りを持った子どもの育成を目指し、小中一貫教育の導入を契機に、地域総がかりの学校づくりを目指すという狙いを定め、設置形態を連携型と一体型の2つに分類して、平成25年までに全ての中学校で連携型小中一貫教育校の設置計画を組まれております。設置形態を細かく分類されておりますけれども、佐用町の場合、どこまで進んでいるのかなというふうにも思います。適正化推進計画を見ると、平成32年に新校区の実施が終わることになっております。宍粟市から見れば、7年遅れをとっているのではないかなというふうにも思います。

教育行政は、他市町に遅れを取ることはできません。特に、隣の行政とは連絡を取り合い、道を開いていくことが大事ではないでしょうか。県の教育施策に関する基本的な計画である兵庫教育創造プランに基づいて、小中学校における学校教育だけに留まらず、巢立ちの連続性を重視した幼児教育から義務教育までを対象とした教育振興の基本計画をつくり、夢ある教育を更に活気づける、その将来の夢を描きながら、価値あるものにしていただきたいなというふうにも思います。

先生のサラリーマン化の問題、暴力問題、言葉の簡素化の問題、服装、参観日の問題など、いろいろ聞きましたけれども、親が子を思う心と、他人が思う気持ちが違うということです。そして、学校統合を、今後、どのように計画を組み、実施しようとするのか、町民にも知っていただかなければなりません。遅くなれば、遅くなるほど不信感を町民に与えることとなります。その対策を、まずお聞きしたいというふうにも思います。

時間もあまりありませんけれども、最後に、時代の流れとよく言いますが、良い方への時代の流れは良いが、経済的に悪いと言いつつも、裕福な社会になっているだけに、団結力がなくなっている。今の政治がそうだ。ねじれ国会と言われ、頂点に立てば、周りから落とそうとする。日本人の一番悪いところではないかなというふうにも思います。それに習った一般社会ではなかるうか。そのような中での教育、非常に難しいと思います。

しかし、後戻りしたり、立ち止まったりすることは、教育はできません。目線を下向けるのではなく、正しい方向に向けて、他市町に後れを取らない教育をお願いをしたいなというふうにも思います。

そして、学校規模適正化推進計画の冊子を、最近もらいました。統合という、計画書に掲げることは、表書きですけれども、統合という計画書に変えることはできないか。また、策定委員会名簿は、どのような選定の仕方をされているのか。議事録は取られているのか。そういったことをお聞きをいたしたいと思います。

議長（矢内作夫君）            かなり質問が多岐にわたったんですが、後残り3分ですので、答弁よろしくをお願いします。教育長。

教育長（勝山 剛君）            まず、時間がございませんので、指導主事につきましては、以前から、私も必要だということで、今、室長になりましたけれども、室長兼指導主事ということで、1名。で、今後、社会教育主事が今年度末をもって、現在2名のところが1名に。1町になりましたので、5年前から決まっておりましたので、そのようになりますので、今、町長ともご相談しながら、より良い方向に向けて、努力をさせていただきたいと考えているところです。

それから、特色ある学校、スクールカウンセラーの配置とか、そういうことにつきましては、これはスクールカウンセラーは、県の配置でございまして、中学校に、今4名。で、水害がありましたので、幕山小学校に、本年度1名、こういうことでございます。

また、学校統合を考えなければならないということにつきましては、議員各位にも資料を渡しておりますけれども、そういう方向で、また、今後、ご説明をさせていただきます。

また、適正化と学校統合の名称のことですけれども、今の段階では、適正化ということで進めてまいりたいと思っております。

それから、宍粟市との関係ですけれども、佐用町の適正化、また、教育内容等が遅れているのではないかとありますけれども、佐用の教育は、他とは劣っていないと思います。学習指導要領に基づいて、子ども達に学習内容を指導する。教える。こういうことで、それについては、後れを取っていないと、私は、考えておるところです。

それから、小中一貫校のことでありますけれども、それぞれ地域性がありますので、佐用町としましては、小中一貫というよりも、小中学校の連携を、ここ3年ほど、特に、三日月中学校、小中学校で、今進めて、どういう連携のあり方があるのか、これを全郡的に広めていきたいと、そのように考えております。

私の方からは、以上です。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。後1分です。

教育課長（福井 泉君） 統廃合の関係でございますが、とりあえず、その計画に入る前の教育振興の基本計画、これができないと次の段階に入れなかったということ。その基本計画のできた中で、その中で明らかになった教育の環境づくり。それについて、年度途中でありましたが、基本計画の策定と同時にプロジェクトを起こしまして、適正化の推進の計画づくりに入りましたということで、この計画につきましても、地域との協議等が必要でございますので、あくまでも案の中で、地域があります。それで、地域との協議の中で進めていくということでございますので、まして、今度、統廃合の計画になりましても、それによりまして環境づくりが全て完結したわけではございません。そうした中で起こりました課題等もこう出てくると思いますので、そうした物も踏まえながら、進めていかなければならないということでございます。

それから、マスコミに先出たということでございますが、昨年12月の議会の中で、そうしたプロジェクトに入った。それから、3月には、この関係団体に、議会をはじめ、いろんな団体にこう、お届けするということと。

それから、全体的には、中長期に渡る、概ね中長期と言いますのは、中期は5年、10年を長期というのが、通常の計画の中での、概ねの、何と言いますか、了解事項になっておりますので、まあ10年後を目途ということに表現しましたが、概ね5年から10年が目途という関係で、議会の中では、中長期に渡る計画で、これから教育委員会では、本腰で取り組んでいくということ、教育長の方から報告させていただいております。

それから、後は、策定の議事録でございますが、基本計画につきましては、ござい

議長（矢内作夫君） 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

教育課長（福井 泉君） 後の作業部会の資料。そうしたものを、事務レベルで進めまして、具体的な議事録といったものは残っておりません。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、4番、敏森正勝君の発言は、終わりました。

続いて、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 3番議席、岡本義次でございます。

3月11日、東北三陸沖におきまして、マグニチュード9.0。明治からですね、日本始まって以来の、神戸の7.2の150倍にも及ぶ大エネルギーによりまして、北海道から東京、500キロに及ぶ太平洋岸に大津波を引き起こしました。そして、10メートルを越すような防波堤も乗り越えて多くの方を水に飲み込み、そして家屋、そして車や電車、貨車など、それらも含めて入ってくる様を見ておると、何という自然の大災害の恐ろしさを目の当たりにしたわけでございます。

多くの方が亡くなり、その方たちにご冥福をお祈りすると同時に、被災にお遭いになった皆様に心からお見舞いを申し上げます。佐用町におきましても、一昨年、全国から多くの方にボランティアにかけつけてくださり、また、救援物資、尊い義援金等をいただき、今、復興に向かって頑張っているところでございます。佐用町におきましても、町長が、今、冒頭でお話されましたように、昨日、町民に向かって防災無線で佐用町としても、できるだけのことを皆さんにお願いして、また、国を挙げての、いわゆる応援をしていかなければならないと思っております。

原爆のことにつきましても、50万人近い人が、いわゆる避難をしたり、また、そういう苦しい目にお遭いになっておりますので、このことは、決して人事ではございません。明日は、わが身ということで、1人でも多くの方が、兵庫県のフェニックス共済とか、そういう県民共済にお入りになって、備えていただきたいと思っております。

梅一輪一輪ほどの暖かさということで、春の訪れが、寒くなったり暖かくなったりしながらやってきます。しかし、年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからずということは、時の移ろいは寒くなったり暖かくなったりしながらやっていきますけれど、人は、身近な人が病気でなくなったりしながら、段々、そういう思いは寂しいことでございます。昨日今日、寒が和らいではありますけれど、また明日から寒くなると言われておりますので、皆さんも、風邪や、またそういうお体に気をつけていただきたいと思っております。

今日は、3件のことをお尋ねしていきたいと、このように思っております。

1件につきましては、行財政改革は進んでいるのかということを一層に取り上げて町長に伺っていきたく思います。

昨年9月にもお尋ねしたのでございますけれど、その時帰って勉強したりして、ちょっと疑問点が出てきましたので、再度、また、お伺いさせていただきます。

佐用町は、役場の職員の人件費が、ここにもちょっと、表に作っておりますけれど、昨年9月に、これは各市町村等に連絡取りましてですね、いただいたものでございますけれど、33億円とかかかってございます。そして、佐用郡でいただける町民税、固定資産税、軽四、そういうやつが22億円ということで、11億円もまあ、その人件費だけでも足りないような状態で、国や県に交付金等に頼っておるわけでございます。ですから、そこらへんですね、合併したところについては、10年間は、率は減らさないという言われ方をしておりまして、田畑とか、河川、道路、そういうふうなものには、変更がないと思っておりますけれど、人口比率にして、2万2,000人近くいらっしゃった方が、去年の国勢調査によりまして、2万人を切っておるような状態でございますのでですね、ですから、その人口比率については、やはり、その交付税算定のカウントはですね、減ってきておると、このように思います。ですから、そこらへんが、国も1,000兆に近いような借財、赤字国債を抱えてですね、いわゆる合併10年と言いますけれど、今年の10月で6年経ちまして、後4年という中でですね、やはり、その10年を過ぎた時に、階段下りるように段階的にまあ、少なくしていくということでございますし、国自体も1,000兆に近いような赤字の中でです

ね、やはりどことも、そういう交付金の率がですね、下がってきて、大変なことになるんじゃないかと、このように思っております。

ですから、この表で見ていただいたら分かりますように、職員のですね、いわゆる受け持つ町民に対する比率というのがですね、普通、人口、町民 100 人で職員が 1 人ぐらい。いろいろ、コンピュータの機械とか、それから一緒になった率も踏まえてですね、まあ、それぐらいがいいんかどうかいということも踏まえですよ。佐用町の職員は、正社員で 56 人が、町民 56 人が、1 人のお世話をしておるような格好でございます、臨時職員も合わせればですね、34 人ということで、この表で、いただいた統計の中ではですね、一番まあ、どう言うんですか、有利な言うんか、人が贅沢にいらっしゃるといようなことで考えられるわけでございます。そこらへんのことについてですね、ひとつ他の市町と比べ、職員数が、正規も臨時も多いと思うが、いかがでしょうか。

2つ、町民からは職員がまあ、暇そうにしているというような声を、よく聞きますが、そこらへんについては、どんなでしょう。

3つ、町内を、支所や本庁、保健センター、上下水道の行き来があるでしょうが、なぜ、いつも 2 人なり乗ってしておるのかという声も聞きます。

4つ、民間が疲弊し、佐用町全体が水害に遭ってですね、余計寂しくなっており、役場職員だけが、法に守られてですね、我関せずと安泰とはいかないのではないのでしょうか。

5つ、昼でも、多くの職員がわが家へ食事に帰っておりますけれど、時間ぎりぎりに帰って帰ったりしております。ですから、緊急な事故があったりすれば、直ぐ間に合うのかどうか。それも含めて、その時の自動車事故等起こした場合は、どうなんでしょうか。そういうふうなことについて、伺っていきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、町長、1 問目答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず第、1 つの質問で、行財政改革は、進んでいるかという課題でございます。

まず、これまでの行財政改革、合併後のですね、取り組みについてお答えをさせていただきます。

平成 18 年 12 月に策定した佐用町行政改革大綱、いわゆる佐用町行財政改革マスタープランというのに基づきまして、庁内には、私を本部長とする佐用町行財政改革推進本部を設置をして、課長級を中心に取組んでまいりました。また、平成 20 年 3 月には、条例に基づく佐用町行財政改革推進委員会を立ち上げて、各種団体等を代表する外部委員 10 名の方々の意見をいただきながら、様々な取り組みを推進して参っております。

具体的な取り組みといたしまして、平成 22 年 4 月 1 日に、町長部局の 17 課あったものを、6 課を減らして 11 課として、課の下に、それぞれ必要な室を置くということで、そういう組織機構の改革を行っております。これは、今後続く大量退職による職員減少を見据えた中で、災害の復旧・復興の事務事業や地方分権改革への対応を踏まえ、更には合併特例期間が終了する平成 27 年度以降の財政面・職員数を見据えて、簡素で効率的な行財政運営に、対応出来る組織を確立するためのものがございます。

次に、職員数につきましては、平成 21 年度に策定した定員適正化計画に基づきまして、行政規模に見合う職員数・職員配置の適正化を図っているところでございますが、50 歳以上 60 歳未満で、勤続年数 20 年以上の者への退職勧奨の推進と退職者の補充採用を最小限に抑えたことによりまして、平成 22 年 4 月 1 日現在で、定員適正化計画の 379 名を 16 名上回る削減を行って、昨年 4 月 1 日現在の職員数は、363 名というふうになっております。

その他に、これまでの行財政改革の取り組みの成果の主なものといたしましては、起債

の繰上償還や新たな地方債の発行を極力抑制する努力によりまして、合併時と比べて、平成 21 年度末の普通会計公債費は、12 億 8,000 万円削減をいたしております。

また、滞納整理の努力による収納率の向上で、滞納額の減少が 2 億 4,000 万円。遊休町有地の売却で 4,000 万円。また、光熱水道費等省エネや経費の削減にも職員を挙げて積極的に取り組んでおりまして、6,000 万円の削減の成果が出ております。現在は、これまでの成果と反省を踏まえて、行財政改革推進委員会の意見もいただきながら、新たな行政改革プランの策定を、行っているところでございますが、今後も、住民サービスの充実と住民の満足度を追求する基本を守りつつ、社会の変化に伴う新たな視点を加え、更なる行財政改革に取り組んで参りたいというふうに考えております。

また、それぞれ項目ごとにお答えをさせていただきますが、まずご質問の項目、1 項目の職員数ということでございますが、職員数が多いとか、少ないということにつきましては、人口を基準に他市町と比較されることが、多々ございますが、各市町により当然まあ、面積、産業構造、維持管理している施設の数、また、行政施策の進展状況等比較できない要素が多くあります。一概に人口何人に職員何人が適正ということはいえないというふうに考えております。

しかしながら、本町の職員数が総務省の実施している職員の定員管理調査の数値で、人口の類似団体と比べて大幅に超過していることは大きな課題というふうに認識しておりまして、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化に取り組んでおりますし、今後も取り組んで参ります。

また、臨時的任用職員や非常勤職員につきましては、特に保育所もたくさんございますし、給食センター、学校などの施設に勤務している職員が大半であります。まあ、この施設が、こういうふうにある限りですね、効率的な運営を考えますと、このような臨時的任用職員、非常勤職員も、当然、必要となっております。

2 番目の項目でございますが、職員は、それぞれ日々、職務に精励をしており、時期により多少の業務の多い時とか少ないという時があるわけではありますが、余裕のある職員はいないというふうに認識をしております。

勤務態度等から町民の皆様にも、そのような誤解を受けるようなことがあるとなれば、当然まあ、適正に、適切に指導をして参ります。また、町としても組織機構の見直しを進める中で、職務の平準化を進めて参りたいというふうに考えております。

次に、3 番目の項目でございますが、職務の内容によって、工事の設計変更・用地交渉等複数の職員の対応が求められる場合や、省エネの観点から、庁舎内で行き先、時間が合う者がおれば複数で乗車して、それぞれ移動をするというふうに心がけております。また、会議等への出席につきましては、必要最小限で対応するように指示をしており、いつも 2 人で出かけるということは、ご指摘には当たらないというふうに思うわけでございます。

次に、4 番目の項目でございますが、申し上げるまでもなく、役場職員だけが安泰でよいという認識はございません。安泰と言われる意味は、分かりかねますが、基本的に、安全で安心な町民の暮らしを第一に考え、町民と職員の気持ちが乖離しないようにし、佐用町のまちづくりを進めて参りたいというふうに考えます。

最後の項目で、昼休みの帰宅の問題であります。労働基準法に定められた休憩時間で、この間に帰宅する場合、あくまでも外出であり、経路は通勤とは認定されません。その間は自己責任において処理をするということになります。法律上も休憩時間は自由に利用させることが原則であり、外出することも認められておりますので、規制することはできません。ご質問のような、時間に余裕のない帰庁という実態については、事故防止という観点から問題がありますので、時間に余裕をもって行動するように、指導をして参りたいというふうに思っております。

以上で、第一番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。再質問。

3番（岡本義次君） そしたらですね、町長が、そういう1つの行政改革プラン、計画プランを立てていらっしゃるということでございますけれど、まあ、この23年4月におきましては、相当数の職員の方が、退職されて、なお且つ、そういう早退者いうんですか、60歳を待たずにですね、退職される方がいるとや聞いておりますけれど、23年、この3月末には、そういう特退の方も含めて、何人の方が退職されるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この年度末に退職する職員は、合計で14名です。で、内訳としましては、定年が7名。勸奨あるいは自己都合で辞められる方が3名、ああ、で、合わせて7名。以上、本年度末では、14名が退職することになっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、そのように、これからですね、いわゆる大量退職を迎えるわけでございますけれど、それらの方のですね、いわゆる合併後10年までの、平成27年までの、各、そういう1つのシュミレーション言うんか、退職者の数がいくらぐらいで、その27年には、職員数がいくらぐらいというんは、もう描いていらっしゃいますか。24年、25年、26年とか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 職員の定員管理の中で、一応、定員管理計画いうのを持っております。そういう中では、採用に対して、退職に対して不補充という形で、概ね3分の1を採用するというような形で、定員計画を持っております。

それと合わせて、合併後10年経つと、交付税等も一本算定になります。そういった財政面の運営上、定員の管理計画も財政としては、立たせてもらっております。その中では、私の方の、今日、ご説明させていただくのは、一般会計ということで、普通会計、町の会計には、企業会計とか、いろいろとありますので、そういった中で、普通会計ですけれども、その中では、現の、今の職員数から、平成27年におきましては、約60名近い減員を計画として持っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） そしたら、24年、25年、26年、27年合わせて60名ということでしょうか。そのことが1点と。

それから、いわゆる段階的に、5年後ですね、平成32年には、いくらぐらいという、そこらへんの算定もはじいていらっしゃいますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） そういったシュミレーションを持って、計画を立てております。今のところ、お尋ねのありました、平成31年まで。これもまだ、普通会計ベースですけれども、普通会計ベースで、今の人数は、363名は、全員おるんですけども、普通会計ベースでは、平成23年で317名。それをベースにしております。

で、平成31年に、その人数を253名。そういった計画で、年次計画を立てております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） そしたら、退職のですね、勧告要綱というものは、どういうふうに謳われておりますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 退職の勧告というものはありません。町としては、勧奨ということで、

〔岡本義君「ああ、勧奨、ごめん」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 20年以上勤続している職員、あるいは年齢で、勧奨という形で、毎年、1月末をもって勧奨を行っております。その勧奨制度につきましては、町の要綱を定めて、そういった運営をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） この表を見ていただいたら分かりますようにですね、ここの香美町

と佐用町が、だいたい似ております。この人口にしても2万1,147。私とかが、2万213。去年9月の時点で取ったものでございます。面積が369と307。一般会計124億と131億。そして、特別が95億、100、73.7億。合計で219億と205億。そしてですね、合併前の、そういう社員も含めてですね、正社員が402名、414名。現在の社員が、337、363。臨時が234とですね、232。こういうふうに、だいたい香美と、人口的、面積的、一般会計、だいたい似ておりますけれど、どう言うんですか、人件費そのものがですね、香美なんか、ものすごくですね、うちと比べて、うちは33億あるんですけど、22億ということで、ものすごく低いように思いますけれど、そしてまた、余所と比べた時にね、この表でありますように、うちがですね、佐用町は、正社員が56人が、1人の職員が56人の町民の方をお世話しておると。それで、臨時職と合わせたら、34ということで、

議長（矢内作夫君） 岡本君、マイクが全然入ってないそうです。

3番（岡本義次君） ですから、そういう他のとこと比べて、町長は、確か、面積とか、そういう人口、それから一般会計、それから合併してないところもあります。上郡とか太子ね。こういうところは、論外としましても、やはり、2万人であれば、普通、100人の方をお世話、このやつ見てもらったら分かりますように、92人とか57人、88、63、87、56、こういう合併してないところは、175とか105人ということでございますけれど、最終的に、15年後にはですね、やはり、これぐらいなとこまで行かないと、佐用町においては、企業とか若者が少ない、税収が少ない中でね、やはり相当苦しくなるんじゃないかと思えますけれど、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） それぞれの今、岡本議員の方からですね、県下の、その、町との比較をされた表を示されておりますけれども、確かに、人口ではですね、同じであっても、その町にある、やはり前から、このことは、よくお話をさせていただきましたけれども、施設、どういう物を運営して、町が、どういうふうな行政をやっているかということによって、当然、職員が、そこに必要になるわけです。ですから、同じ人口であっても、そういう、その統計上ですね、実際には、同じような行政を、どこもやっているんですけども、しかし、その組織そのものの形態がですね、例えば、広域で、行政でやっておれば、広域行政の職員としてカウントされますから、町職員にはカウントされないというような点もあるあけです。

で、佐用町の場合、例えば、消防署の職員等につきましては、これは、佐用町職員、町の1消防本部、消防署という形で運営をしておりますから、職員でカウントしております。それが、例えば、上郡町さんであれば、これは、赤穂消防に委託をしておりますからね。ですから、消防職員は1人もカウントされてないと。

それから、まあ、当然まあ、佐用町の場合は、保育所とか、そういうものをたくさん、今、あります。そこにいる職員等は、全て町職員であります。

それから、まあ、例えば、佐用町の施設の中で、町が直接運営している養護老人ホーム朝霧園というような施設も、これも全部町職員です。しかし、そういう直接、その町が、そういう施設を運営せずにですね、別の組織で、運営をされて、同じようなサービスをしていても、職員にカウントされないというようなことも、当然、統計上は出てくるわけで

す。ですからまあ、その中で、人件費がですね、佐用町非常に高いというふうに、まあ、その表の中では、ものすごく極端に差があるようになってますけども、岡本議員の方からも参考資料でいただいている、つけられておりますね、職員1人当たりの給与、これで見れば、そんなに差はないわけですね。当然まあ、だいたい公務員の、今、給与水準についても、各町によって、それは、当然、若干のそれぞれの町の条例によって給与が違う場合もありますし、また年齢構成によってですね、平均給与が、かなり変わっているところもありますけれども、それほど、大きな差はないわけです。ですからまあ、当然まあ、その佐用町としても、これから、町の財政規模に合った行政運営にしていかなければ、それは、やっぱり町自体が成り立っていかない、運営できなくなることは間違いのないんです。そのためには、町の行政規模にあった、また、組織にしていかなきゃいけないということです。それには、施設を、いろいろな物も、やっぱり、その、少なくしていったり、また、その施設を、また廃止していったりというようなね、行政サービス、住民サービスも、大きな影響することも、やっぱりやっていかないと、その数にはならないと。

だから、今は、合併以前から、それぞれいろんな、行政サービスを充実させてきて、また施設も作って運営をしてくと。していると。それがあつ以上はですね、そこを運営していくための、やっぱり職員としては、決してその、余分な職員がいるわけじゃなくて、それだけの、やっぱり仕事をしているという、その事実と、これから交付税等、確かに、税収がですね、22億余りしかない。その人件費が税収を、ずっと上回っているような状態の中でね、国からいただく交付税がですね、これが減少すれば、それにあつた形で、やむを得ず、いろんな形の削減はしていかなければ、成り立たないことは確かです。

ただ、それを一気にですね、やったならば、非常に大きな影響を及ぼしますから、計画的に、段階的にですね、この、そういう町の財政規模に合ったものに、そういう運営に、町体制にしていこうという、そういう計画が、行政改革の中での一番大きな柱だということでございます。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 上郡とか、そういう自主防衛、どう言うんですか、うちはですね、そういうクリーンセンターのごみとか、それから、そういう消防署を持っておりまして、その人たちの人数は、当然また、別というんですか、いや、そのカウントとしてね、その方はいいとしても、そのいわゆる、他と比べた時に、今、363人いらっしゃるんですか。そのほんら、そういうクリーンセンターと消防署の方の分と合わせてね、両方で、何名か、ちょっと、私、はっきり最終的な人数は、ちょっと分かりませんが、両方で60名とすればですよ、町民2万人切ったような状態の中でね、町民、職員が1人100人ぐらいをお世話するというのであれば、職員200人と、その消防と、クリーンセンターの分の2百6、70ぐらいでいっていただかないとね、将来については、やはり、そういう、どう言うんですか、今、人がいらっしゃる時こそね、例えば、今、イノシシやシカでも困っておる。そういう人を、やっぱりそういう係か、そういう室でも作って対処して、その方たちが、いわゆる、そういう猟免許取ってでもね、いわゆる各集落に、おりやわなを仕掛けたり、そういう臨時の人を、シルバーの方を使ってでもですね、そういうやつ処理を踏まえてね、やっぱり、町民の、そういう困ったことに対して、こう対処していくというような方策をつくるとかね。

それから、また、佐用町においては、元気老人ということですね、100歳超えた方が、

相当まあ、県下でも、町長いつもおっしゃられますけれどですね、多いと。そしたら、そういう減反したとこの田畑にね、やはりそういう白菜とか、そういう有機肥料で作った安心安全な野菜とかを作ることによってね、いわゆる幕山の加工センター等で、キムチとか、そういういろいろなことの研究開発もしてですね、真空パックしたりして、その雇用の場を開くと同時にですね、そういう職員を、今の将来の、27年度ぐらいの時までに向けてですね、そういう余った職員を、そういうところに持って行って、町を活性化していくとかね、そうして、また、キウイとか柚子とか、そういうなの、なり放題で放ったらかしにされています。ですから、これらも、そういう1つの研究開発してですね、ソフトクリーム。もち大豆味噌にしても、いっぺんにはなかったと思うんですよ。そういうふうなことを一緒に加味してですね、そういうふうな研究開発して、美味しいソフトクリームでもできればね、平福の道の駅や上月や味わいの里でも売れるような格好に持っていくとか、そういうふうなことで、農林振興課に、ある程度、そのイノシシとシカに対したり、そういう遊休地の活用も含めてね、そういうことを、ちょっと若干、今、台風等でですね、建設課や農林振興課が大変忙しい目にあっておりますけれど、更に、そういう将来の27年体制めがけたような格好の中でね、他の職員も、ちょっと農林振興課の方とかへ回して、そういう町を少しでも、元気、活性化にしていくというようなことは、お考えありますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、やはり、行政課題が、今、何にあるかということ、やっぱりしっかり捉えてですね、そこにやっぱり職員の力というものを投入していかなければならないわけです。

当然まあ、その獣害対策でありますとかね、そういう特産品の開発とか、その地域の特産品のこう、いろんな物を作って製造して売っていく、こういうこともね、職員が、当然まあ、その関わっていくということも、これも必要ですけども、そういう面については、これはやはり民間活力、民間の、また、いろんな力というものをね、こう、発揮していただくという形、そういう環境を作っていくことが大事だというふうに思いますし、今、岡本議員も言われたようにですね、当面のやっぱり、最大の、やはり課題は、この災害からの復興を、まず全力で取り組んでいかなければならない。そういうことで、今、農林振興課、建設課、また、上下水道課、それぞれの事業課においては、特にですね、非常にまあ、今、職員が足りないという。少ない人数の中で、連日、残業もしながら頑張ってくれております。この事業がですね、まだ、これから、県の大規模改修等を含めた関連の事業というものがおりますし、ここ、4、5年は、そういうことで職員も数が、非常に逆に足りないというね、不足しているという状況の中で、頑張らなきゃいけないわけです。ですからまあ、当然、職員の適正化の中で、職員数も毎年、こうして減少、少なく、削減をしておりますし、しかし、削減した分だけはですね、今いる職員が、その分も含めて、その職務に当たっていくという、そういう体制が必要で、非常に厳しい状況だということも、これは、やっぱりご理解をいただきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 確か、今、こういう佐用が、昨年、大水害に見舞われてね、今、町長がおっしゃったような格好の中で、農林振興や建設課、上下水道課が復旧に全力を挙げてですね、頑張っておるところでございます。そういうふうなところについてはですね、いわゆる、まだ人が足りないような格好の中でですね、頑張ってくれておりますけれど、そういう中ですね、ある程度、そういうまあ、どう言うんですか、支所についてはですね、わりとのんびりしておるなというような声も、よく聞きますのでですね、そういう27年の適正化に向けた中で、そういう職員の配置をしていただいて、そういう足りない所についてはですね、そういう職員を振り分けるといいますでしょうか、そういうところに、また、増やしても、そういうことが、ちゃんとできてですね、なお且つ、そういう獣害対策や、そういう1つの、どう言うんですか、新しい、そういう商品開発も含めて、役場の職員の方は、よく勉強もできてですね、この町から言えばエリートの集団でございまして、なかなか、入ろうと思っても入れないようなことでございます。ですから、なお更ですね、1つの見本として、頑張っていたきたいと。職員の中にも地元へ帰ってね、子どもたちに、そういう、いろいろな運動、スポーツの監督されたりして、子どもたちにですね、あいさつができなければ、もうずっと、1時間でも、あいさつするような格好の中で、させたりして頑張っておる職員がいらっしやったりして、そういうことは、大変喜ばしいことでもあります。

ですから、そういうふうな格好の中でですね、頑張っていたらと思いますが、人員的なことだけじゃなくって、今、町長が、4,000万ほど、いわゆる土地の売却等の収入もあったとや聞いておりますけれど、前にも、2年ほど前に一度お尋ねしたんですけれど、上上月の住宅のところですね、まだ、いわゆる総合的に考えて、また、いわゆる、考えていくということを承っておりますけれど、今まだ、そのままの状態、一般の方が自動車置いたり、まだ空地のままになったり、近隣の人が分けていただけるものであれば、分けて欲しいと。そして、一般に売却することによってですね、固定資産税も入ってくると。役場が持っておればですね、税金は、かからないかも分からんけれど、そういう収入には結びつかないという中でですね、そこらへんの計画は、もうできたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、町内にも、町もですね、その上上月の住宅跡地だけではなくてですね、まだ、そういう、その町有地というものも保有しております。そういうものを、今、言われるように、やはり有効に活用して、それがまた、いろんな面で、町民の皆さんにも役にも立ちですね、町のまた、税収にもアップにもつながるとかね、そういうことにするために、活用をしていくことが大事だということで、それぞれ宅地で分譲したり、今回の水害等の河川改修等ですね、移転をお願いする人の、後の移転先に活用したりということも行っております。

ただ、上月の、上上月のですね、住宅地につきましては、古墳が近隣にあって、なかなか、その古墳の問題で、そこを再開発、きちっと整理をして売却するというのも、かなり検討を要する問題があります。その点につきましては。まあ、昨年、一昨年の災害の中でですね、とても、そういうことまでね、取り組む余裕はありませんでしたから、ようやく1つの段階をおいて、まあ、この災害復旧が順調に進む段階になれば、23年からはですね、また、いろいろな合併後の課題にですね、改めて取り組んでいこうということでの、また予算も計上させていただき、そういう計画もしております。そういう中で、また、有効な

活用を考えていきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 今、丁度、そういう災害の復興時期と重なって、なかなか、何もかもということが、できないかも分かりませんが、やはり計画を立ててね、いっぺんには何事もできません。ですから、いわゆる着々と、1つずつでもですね、階段上がっていくような格好の中で、土地、不用のところについてはですね、一般公開かけたり、また、近隣の欲しい人、また、貸して欲しいという人があれば、例え、自動車の1台置かしても、月3,000円貰うなりの、そういう税金、雑収を収めていただきたいと思っております。そして、人員についてもですね、今、そういう復興時期でございまして、人が足りないというような声も聞きましたけれど、そういう将来、27年、32年の10年後においてですね、そういう人員でやっていくというような体制を、今からやっていっておかないと、急になった時にね、やはり、どう言うんですか、なかなか職員がですね、担当者の方が、休んでおってね、尋ねた時に、ちょっと分からないというような格好の中で、やはり1人の者が、2つ3つの仕事をして、片方が休んでおっても、その答えに答えられるようにしてもらっておかないと、なかなか若い人も育たないんじゃないかと思っておりますので、今からもう、勿論、副課長、補佐、そういう管理職の方についてはですね、仕事をどこの課でも2つ、3つできるような格好の中でですね、やっていただかないと、その人がおらないと駄目というようなことにならないような格好の中でですね、ひとつお願いしたいと、このように思っております。

それではですね、このことにつきまして、次の、若者向け住宅についてということで、入らせていただきます。

若者が結婚してですね、新婚の間、少し間だけでも、親元を離れて住宅に入りたいという場合に、夫婦共働きであっても、若者が佐用町を離れていかない為にも若者用の住宅が必要かと思っております。そこで次のことを町長に伺っていきます。

1つ、共働きで所得制限があるとすれば、いくらなのでしょう。

2つ、若者向けの住宅枠というのは、あるのでしょうか。

3つ、入居者をどういう手順で決められていますか。

4つ、入居者が転出した場合、空き家になっている場合が多いが、直ぐ入居させるということができないのでしょうか。

5つ、所得が多ければ、多くもらい、希望者は空室であれば、入居させてもいいのではないのでしょうか。

そこらへんのことについて、伺ってきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、第2項目目の答弁を願います。町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、第2項目目の若者向けの住宅についてということのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

本町の人口推移は、少子高齢化が進み、前回の国勢調査で2万1,012人でありましたが、今回の国勢調査では1万9,273人というふうに、5年間で1,739人減少し、県内において

も新温泉町に次いで減少率が8.28パーセントと高い地域となっております。こうしたことから、議員ご指摘のように、若者は勿論、できるだけ多くの方々に佐用町内に住んでいただくことで人口の減少を抑制し、町の活性化を図ることが重要な課題となっており、昨年度に雇用・能力開発機構から雇用促進住宅を取得し、定住対策に努めているところでございます。

本町の町営住宅の現状は、公営住宅法に基づく国庫補助事業により建設した住宅498戸と、町費で取得したことにより法の適用を受けない定住促進住宅60戸をまあ、現在、管理しているということでございます。

まず初めに、共働きでの所得制限でございますが、公営住宅法によりますと、共働き家庭の場合、家族構成などにより異なりますが、例えば、夫婦2人だけの入居であれば、夫婦の所得合計で月額15万8,000円以下、年間の給与収入で351万2,000円未満というふうになっております。

次に、若者向けの住宅枠につきましては、定住促進五反田住宅は、公営住宅法の適用を受けないため、町独自に入居基準を定めることができますので、一般入居者、新婚世帯、子育て世帯、単身勤労者と範囲を設定して、若者から高齢者まで幅広い階層の皆様に入居していただけるように配慮をいたしております。現在の入居状況は、一般世帯9戸、新婚世帯6戸、子育て世帯6戸、単身勤労者8戸、高齢者5戸、被災者19戸、そしてまだ、空家7戸ということで、計60戸でございます。

次に、入居者を決める手順でございますが、入居者募集につきましては、防災行政無線や町広報、佐用チャンネル、町ホームページで公募し、受付手続きを経て入居者選考委員会を開催して入居対象者を選考いたしております。なお、選考にあたっては、入居基準をクリアすることは、必須でございますが、住宅の困窮度等を考慮して決定をいたしております。

次に、入居者が転出した後の入居までの期間につきましては、入居者選考委員会で、入居対象者となっているが、空家がないために入居待ちをしていただいている登録者には、随時連絡して入居をしていただいております。しかし、登録者が無ければ、公平性を図る観点からも随時募集を行い、入居者を選考していくこととなるために、一定の期間が必要となるがございますので、この点は、ご理解をいただくようお願いいたします。

次に、所得に応じた家賃を設定して入居促進を図ることにつきましては、町営住宅の入居者資格要件は、公営住宅法や町営住宅条例、町営定住促進住宅条例に規定をされており、これを越えて運用することは、当然できませんが、引き続き関係法令に基づき管理・運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、所得の多い方で、公営住宅の入居基準を満たさず入居できない方ということにつきましては、特定公共賃貸住宅という、まあ、特公賃という、いわゆるですね、言われる住宅もあります。

以上で、最初のご質問の答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） どう言うんですか、この共働きでですね、年収351万未満ということでございますけれど、これらについてはですね、入るとき、そういう所得の証明書もらったりして確認しておるんだらうと思っておりますけれど、いわゆるその後ですね、給料が上がったりして、2年、3年、4年、そういう時等については、その所得の、そういうチェッ

ク等はされておるのでしょうか。そこらへんは、どんなんですか。

〔町長「担当、商工観光課長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 入居されている皆さん方での所得把握でございますけれども、毎年ですね、7月に家賃改正ということを行っております。それに係わりましてですね、当然まあ、それぞれの皆さん方から所得、そういったものを報告をいただいて、7月以降の家賃算定というものを行っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） それとですね、若者枠という中でですね、今、今度、五反田の分を買い、町が買収することによって、そこでそういう、今までと違った中での、ちょっと取り組みいうんか、ことをされておりますけれど、他の上月や三日月とかありますけれど、その所についてはですね、どう言うんですか、若者向けとかいうような、そういう枠とか、そういうふうなことはあるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 町長の先ほどの答弁の中でも少し申し上げたところでございますけれども、住宅にはですね、国の補助をいただいて建設した、いわゆる公営住宅法に基づくもの。

それから、町が独自にですね、買収をさせていただいた定住促進住宅という、この2本立てで、現在、運営をいたしておるところでございますけれども、公営住宅法、まあ、定住促進1棟でございますので、ああ、正式には、2棟でございますけれども、1団地でございますので、その他につきましては、国の補助をいただいた、いわゆる公営住宅法に基づくものでございます。従いまして、議員おっしゃいますような若者枠、そういったものはですね、ございません。

先ほど来申し上げておりますように、いわゆる入居基準としての収入基準、これは公営住宅法に基づいて入居していただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） ほな、その入居基準の中で、金額が351万未満であったり、そういうことの1つのことを満たしておけば、どこの、三日月であれ上月であれ、入れるということでございます。

それから、どう言うんですか、空家になっておってね、今、言われたように、そこに希

望者があれば、カウントを、どう言うんですか、受付手続きされておって、直ぐ入っていただくような格好になるうかと思うんですけれど、どう言うんですか、その選考委員会というんが、ありますけれど、その選考委員会については、1年に何回ぐらい執り行われて、そして、そういう、入りたいという人の、ずっと名前をですね、ちゃんとう、受け付けておいて、その方達に空いたら直ぐ、空いた所は入ってくださいと、こういうような手段で、ずっとやられておるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 入居に当たりましてはですね、公募というのが原則でございます。公募をさせていただく中で、応募があればですね、選考委員会を開催をするということでございます。

で、選考委員会で選ぶわけでございますけれども、空家があればですね、直ぐに対応ができるわけでございますけれども、空家がない場合、やはりお待ちを、待っていただかないかんということになります。その、だいたい有効期限が6カ月ということでございます。先般、3月にもですね、募集、2月から募集を行って、3月にですね、選考委員会を開催をしたところでございますが、今回は、やはりもう秋ごろ、そういったところに、また募集をかけていくというふうなことになるまいりまして、空きがあれば、その都度対応できると。

また、お待ちの方でもですね、空きができれば、直ぐに、登録されておりますから、その方に電話をして空きましたよということ連絡をさせていただいて、入居をしていただくというふうな形を取っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） そのようにですね、そういう選考委員会がありますけれど、やはり空家ができた場合においては、先だって、いわゆる防災無線で募集をされておりました。広報にも載っておりましたけれど、やはり、そういうふう呼びかけることによってですね、空室を1つでも減らすことによってね、やはり利用していただいて、いわゆるそういう住宅料金も上がると。そして、この前ちょっと、一部町民の方に聞いた時に、若者が入れて欲しいと言っていた時に、何か住宅の貸付の方に、何かけんもほろほろに何か、お断りに、断られたというようなことも聞いたりしておりましたのでね、まあ、そこらへん、その方が収入的に、その基準に達していたんか、達してなかったか、そこらへんまでは、私もちょっと、確認はしてなかったんですけれど、そういうふうなことで、空室があれば、直ぐ入っていただいて、その住宅料金も上げていただくという方向に、ひとつお願いしたいと思っております。

それから、3点目の上津中学校の排水についてということでございますけれど、上津中学校周辺下流におきまして、グラウンドや山の荒廃で雨水があふれて困っているということをお伺いしました。そのことで次に町長に伺っていきます。

1つ、下流民家や田畑等が雨水があふれて、どんな迷惑なり、被害を受けているのか、把握しておるのでしょうか。

2つ、排水溝を広げること等、工事するのに工事費はいくらぐらいかかるのでしょうか。  
3つ、今年度なんらかの、工事ができるのでしょうか。  
4つ、できないのであれば、どんな問題、どんな理由でできないのでしょうか。いつできるのでしょうかという問いでございます。

議長（矢内作夫君） はい、3項目目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長(庵逄典章君) 3項目目の上津中学校の排水ということでのご質問でございますが、上津中学校につきましては、担当課から、一昨年の台風9号災害の時に、学校へ裏山からの土砂流入あったこと。また、その後、昨年末になって下流の民家からも水路が溢れ浸水したとの報告を受けておりますが、自治会長からは、被害実態や対策の依頼ということについては、私、直接は聞いておりません。町といたしましては、地元自治会としての要望がいただいていないことから、現在のところ排水溝の拡幅工事の計画ということまでは持っておりませんし、当然、工事費についても、算定をしているような状況ではございません。

まあ、上津中学校は、建設以来、もう既に何十年も経ておりますが、校地面積は、ほとんど当時から変わっておりませんし、今まで周辺下流の方からの、直接、そういう苦情というふうなものについては、合併後、私は聞いておりませんでした。工事の必要性につきましては、自治会長なり、地元からですね、関係課に対して相談をいただいて、その上で、当然、必要な、対策が必要であればですね、また検討もして参ります。

議員からの、直接こういうご質問で、お答えをするということについても、まだ、全然、地元の方からの、そういうお話がない中でのお答えになりますのでね、一般的な考え方で、私からの答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 何か、そのこのへんについても、下流の方に、私もちょっと、3、4人の方に、ちょっと電話したり直接聞いたりしたんですけど、何か、学校ですね、グラウンドの、学校近辺の分については、何か、そういう山からの水が出てですね、排水がよくできるように、学校内の敷地についてはですね、広くしたとや聞いておりますけれど、そこらへんはどうだったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、上津中学校の状況も、ある程度は、運動場の整備とか、そういう時に見て知っております。ただまあ、学校があそこに建設された時にですね、学校としての排水路とか、そういうものは計画されておりますけれども、当然、その後の下流で

すね、河川までの排水までが完全に、その、拡幅されたり、整備がされたというわけではないわけですね。ですからまあ、当然まあ、何十年も、そういう状態の中でね、大雨の時には、若干溢れたりとか、問題もある中でね、地域の人としては、まあ、そういう、自分たちの対処しながらこう、対応していただいていたんじゃないかなというふうには思いません。

まああの、非常に高台にありますからね、当然まあ、学校での排水路の方は、かなりある程度広くしてても、下流の方が、それに合うだけの断面積のない水路という所は、他の地域においても、どこでもあることなんですね。

ですから、上津中学校の周辺にも、中学校の下にですね、民家もたくさんあります。道路もあり、横切っている所の横断溝もありますしね、そういう点について、まあ、今後改修ということになればね、計画で、総合的に考えていかないといけない問題で、本来はまあ、当然、建設時に、一応、いろいろとそういうことまで含めてやるべき、やれば一番いいわけですがね、そのへんができてないということではないかなと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、そういうような今日び、山の保水力がなくなってね、どこでも雨が降れば一気に鉄砲水の水が飛んで出るようでございますので、まあ、そこらへんについてはですね、やはり佐用町として持つておる公共物についてはね、ちゃんと、そういう、また、よく現場調査して把握するなりして、付近住民、下流住民を困らせないような格好の中でね、お願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、岡本義次君の発言は、終わりました。

ここで、昼食のために、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時15分ということでお願いします。

午後00時10分 休憩

午後01時16分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

引き続き、11番、大下吉三郎君。

11番（大下吉三郎君） 11番議席の大下吉三郎でございます。

まず、この度の東北関東大震災につきまして、被害を受けられた方々に対して、本当に心からお悔やみを申し上げ、また、亡くなられた方につきまして、心よりお悔やみを申し上げたいと、このように思っております。

私達も、あのテレビを見る度に、一昨年の佐用郡の大水害を思い浮かべ、本当に胸の痛む思いでございます。本当に恐ろしい水というものに対し、本当に、われわれ、自然界の力に対して、どのように対応していいのか、本当に全く分からなくなるような現実でありました。本当に悲惨なことが、あってはならないことが、日本で起きてしまったと。

また、原発という1つの恐ろしいエネルギーの基が崩壊しておる。この様な状態であります。4号炉につきましても崩壊しておる状態ということ、今、先ほど言っております。

けれども、本当に恐ろしいことが、日本で起きていること。本当に、これから、どうして復興していくのかなと、本当に思案に、私自身も困っておるような状況であります。

それでは、私の一般質問に入らせていただきたい。このように思っております。

まず、私は、高度情報通信網事業の加入促進につきまして、町長に伺っていききたいと、このように思っております。

佐用町高度情報通信事業も軌道にのり、既に3年が来ました。14億3,000万余りの巨大費用を投じての光ケーブル架設をし、テレビ難視聴地域も解消するなかで、姫路ケーブルテレビ、ウインクの事業者との佐用町のシステム、施設を經由し、また、利用しての姫路ケーブルテレビであります。各家庭や公共施設をネットワークで結んでシステムの構築なり、全佐用町民が情報の共有化が出来ることは非常に嬉しく思っております。

限られた財源と人材、また、高度化、多様化する町民のニーズを的確に反映した行政を行うためには、行財政改革による効率的な行財政運営でなくてはならないシステムであると、私は、思っております。

このようなシステムの共有化を行政は、もっともっと活用すべきではないでしょうか。また、未加入者に対しての加入促進をはかるべきではないかと。一部、地域によっては未加入の多い集落もあると聞いておりますが、そのへんについては、なぜ、そのような状況が起きてきたのかと。分析はしておるのか、町長に伺っていききたい、このように思っております。

まず1点目は、佐用チャンネルの今後の在り方について。

2つ目、未加入者への加入促進について。

3つ目は、三日月の春哉、また、志文など、既に、この工事を始める前からデジタル化対応地域の加入促進について、どのような対応があったのかと。

また、4番目は、佐用チャンネル等について、今後、どのようなお考えで、運営について、お考えなのか、この4点について、町長に伺っていききたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（矢内作夫君）                      それでは、町長、答弁願います。

町長（庵邊典章君）                      それでは、大下議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のとおり、本町では、本年7月24日をもって放送終了する地上アナログ放送に変わる地上デジタル放送の難視聴対策と併せ、急速に進展する情報化社会への対応策として、合併特例債を活用して、町全域をカバーする光ファイバー網を整備をいたしたところでございます。

この高度情報通信網を活用し、平成20年4月に佐用チャンネルを開局をいたしました。ケーブルテレビは、地域の情報を吸い上げ、地域と行政、また、住民同士のコミュニケーションを図ることのできる新たな広報媒体であり、運営にあたっては、開局以来、行政情報のみならず、まちかどカメラマンの皆さまのご努力と姫路ケーブルテレビへの委託によって制作する番組制作によって、地域の行事や地域密着型の番組などを発信をいたしております。

住民に愛されるチャンネルづくりを目標にした住民参加による手づくり運営は、住民と行政の協働によるまちづくりの特色ある実践例として定着をしております。

佐用チャンネルの今後のあり方につきましては、町民のニーズを反映した番組、より地域に密着した番組を制作し、発信することで、町民に愛され、暮らしに役立つチャンネルづくりをめざし、23年度4月から、まちかどカメラマンの皆さまが設立をされたNPO法人まちかどへの番組制作の一部を委託したいというふうに考えております。

これまで、姫路ケーブルテレビに地域番組をすべて制作委託し、撮影の部分を一部、まちかどカメラマンに依頼する形を採ってありましたが、町民が運営する、責任のあるNPO法人が映像制作を行うことで、これまで以上に質の高い番組づくりが期待できると共に、番組制作にかかる経費を町内循環できるという効果も生まれるというふうに思っております。

また、NPO法人のまちかどは、今月中に設立認証がされる運びとなっております。

佐用チャンネルの本年1月現在の加入率は、全町で94.2パーセントでございます。佐用地域の佐用地区においては未加入世帯が多い集落があり、72.1パーセントの加入率にとどまっておりますが、これは、大撫山の中継局からデジタル放送を直接受信できる世帯が多いことに起因をいたしております。

加入促進につきましては、事業者である姫路ケーブルテレビが加入金や工事費の値下げなどの特典を付したキャンペーンを季節ごとに展開をしており、新築される世帯については、中継局から受信可能な場所でも加入される方が多くなってきております。

町といたしましても、魅力あるチャンネルづくりが加入促進に結びつくものと考え、防災情報を含めた行政情報や地域情報番組の充実と併せて、議会中継や商工会番組、わが家のアイドルコーナーの新設などによってケーブルテレビの存在感を増す努力をいたしております。

また、地デジ対策として、ケーブルテレビに加入されている世帯については、平成27年3月末までの期間限定ではありますが、テレビの買い換えやチューナーの設置をしなくても視聴可能であるなどの対応も講じておりますので、さらなる加入率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

しかし、ケーブルテレビの利用がテレビ視聴だけにとどまっている限り、加入率の引き上げには限度があることから、今後は光ファイバーの特性である双方向伝送の新たな活用策も研究をしていく必要があるというふうにも考えておるところでございます。

三日月地域、春哉、志文など、既にデジタル化対応地域への加入促進の状況につきましては、他の集落と同様にデジタル化に伴うケーブルテレビへの加入・利用についての説明会を行いました。結果として、集落として既存のテレビ組合を残す判断をされましたので、ケーブルテレビへの加入については、各世帯の判断にゆだねられております。加入率につきましては、両集落合わせて約35パーセントと低くなっております。今後、加入率の低い集落と同様に、加入促進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、最初の答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、11番、大下君。

11番（大下吉三郎君） まず、それでは、1項目からお聞きしたいと思っております。

佐用チャンネルの今後のあり方ということで、町長の方からも、今、いろいろと説明がありました。それは、当然、そのような形の中で、どんどん、こういったチャンネルのですね、促進を図り、1つの、どう言うんですか、政策をしていかなければならないと思っております。これらにつきましても、町長言われたように、この7月の24日、地デジが、佐用郡も、兵庫県下全部されるという中でありますけれども、これにつきましては、昨年の11月にですね、そういった地デジのことにつきまして、総務省の方から、少し延期をすると。4年ばかり延期をするという情報が行政に入ってきておったと思います。それら

について、われわれ一般住民はですね、そのことが、あまりこう伝わっていなくて、地デジ対応のテレビ等を購入にあせておいたというのが現状であります。町の広報の中でも、それらの情報をですね、この2月の佐用にも出しておりますけれども、それから、佐用チャンネルの方にも、文字放送として流しております。ただしながら、案外、その文字放送なり佐用チャンネルを見ていない方も、多々あるのではないかなと。まあ、こういった中で、これから、佐用チャンネルがですね、どのような展開していくのかということでもありますけれども、いずれにしても、そういった加入率を促進しなければ、そのような状況を周知できない。また、周知したところで、それを視聴する者が少ないと。こういうことになってきますと、本当に共有化というものが図られていかないと考えております。

それと、なぜ、町と、行政として、このデジタル化の広報がですね、遅れたのか、若干、そのへんについて、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 今、この7月の24日で、アナログ放送が全て終了するという事は、まあ、かなり以前に決定をされて、全国的に、当然、それに向けてですね、総務省が取り組んできているということで、当然、そういう前提のもとにですね、いろいろと動いていると思うんですけれども、ただまあ、なかなか全国的にですね、難視聴地域もあり、非常にまあ、100パーセントこれが完了するのが難しいという状況が、現実として生まれてきた中で、まあ、アナログ放送でも放送対応するというようなことが、総務省の方で言われているのかもしれないけれども、私の方としてはですね、そういう、その詳しいことについては、十分把握、私は、しておりませんし、佐用町といたしましてはですね、もう既に、この難視聴地域、特に、対して、このケーブルテレビの光ファイバーのですね、布設によって、100パーセント解消ができていくというふうに考えておりますのでね、その総務省がいつされるかどうかというような問題について、それほど大きな問題ではないというふうに、そのことは、そういうふうに、私は、認識をいたしております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、11番、大下君。

11番（大下吉三郎君） そうです。その地デジ化とですね、佐用チャンネルの視聴なり、また、加入率云々については、これは別個のものであります。それは、よく分かっております。ただしながら、町長もご存知のように、情報通信網を相当の金額で、難聴地域は解消したけれども、佐用チャンネルでの加入が一部地域によっては少ない。これはなぜかと、今、町長言われたように、大撫山に、そういった基地局ができですね、1ワットの電波が流れると。現に今、出しておるわけですがけれども、そういったものの中で、受信ができるから、これに加入しなかったということのようではありますが、いずれにしても、まあ、そういった地デジ化についてはね、当然、それでいいわけですがけれども、アンテナさえ上げれば、アナログの方については受信ができるということですから、それはめんめ勝手に上げれば、それでいいわけですがけれどもね、行政として、やはりそういったチャンネルに入っただいて、佐用チャンネルに入っただいて、いろんな行政からの報告なり、先ほど町長言われたような、また、まちかどカメラマンのNPO法人が立ち上げる、そうい

った中で、これからどんどん、佐用チャンネルを、そういった場で皆さんの中に流していく。また、それを情報の共有化、また、双方向、これから非常に難しくなってきますけれども、双方向での、そういったチャンネルというものもですね、これからやっていかなきゃならない。但しながら、そこへ加入率が少ないということになってきますと、それは見られないということになるわけなので、できる限りですね、加入を、とにかくしていただくということしか、ないわけです。

まあ、そのへんについて、今後、まあ、あれですけど、総務省の方についてはですね、各全国の、そういったテレビ会社にですね、送らせて、協力してくれというようなことで、姫路チャンネルも、11月で、そのことを受けて、今日びまで、まあそれを延期するというで、流しておるわけです。

当然、姫路チャンネルについては、アナログもデジタルから変換して、佐用方面も送ってくるということですから、別に、その視聴者の方については、問題がないということになるわけですが、その中で、生まれる、われわれが、今日、お願いしていかなければならない、そういった通信網について、やはり加入していただくということでもあります。そうして、佐用町の、これからの情報を共有化していくということでもあります。

まあ、その三日月の方につきましてもですね、その当時からは、もう既に、地デジ化対応のアンテナをもって、当然、設備をしておいたので、佐用町が取り組む中には、加入しなくても、自分たちの、そういう共聴アンテナの中で、対応するというで、出てきておるわけですが、それらの加入率、佐用町チャンネルへの加入率は、計りますとですね、やはり加入率が少ない。まあ、そのような状況がある中で、われわれ、私自身が、ここで、じゃあ、どうのこうのと言うんじゃなくして、それは、各それぞれの家庭に、事情に応じて、当然、テレビは見ておるわけなので、それ以後の佐用チャンネルへの加入をしていただきたいというような促進がですね、過去、どれぐらい、開通以降されて来たのか、そのへんも、ちょっと伺って行きたいなと、このように思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かにこれ、町民皆が、同じこの情報を共有していくとか、地域のことを、それぞれがお互いがこう、地域の状況を知ること。また、それによって、お互いのまあ、コミュニケーション、地域のコミュニケーションを図っていく。まあ、そのまちづくりにとって、非常に一番基本的になるですね、必要な、まあその、条件ではないかと思うです。

その媒体として、このケーブルテレビというのが、非常に大きな力を発揮している。ですから、町民の世帯、町民皆、全体がまあ、加入していただくことが一番理想的だというふうに思いますし、特にまあ、あの、防災情報等の発信、情報伝達手段としてですね、このケーブルテレビも非常にまあ、大きな力を発揮するというで、今、災害時ですね、防災情報の伝達手段としてもですね、考えると、やはり全員の方に、このケーブルテレビに加入していただくことが必要ではないかなという考え方は持っております。

ただ、この光ケーブルを布設して、その、この事業を行うときにですね、どうしてもまあ、この事業そのもの、ケーブルテレビへも、無料ではありませんし、他の自治体と比べれば、かなり安い使用料に設定をいたしましたけれども、それでもやはり、有料ということですね、やはり地域の皆さん方の同意、総意の中で、その加入が決められたと。まあ、そうせざるを得ない状況もありました。

ですから、特にまあ、この春哉のような形で、既に光ケーブルを布設して、もうデジタル化の対応を、先にまあ、先行してされたところについてはですね、やはり、それだけの設備投資をされてますので、やむを得ずまあ、この町の行うケーブルテレビの加入、光ケーブル通信網の中には入ってこなかった。入れなかったと。入れなかったというような実情があったんですね。

ですからまあ、先ほど、大下議員もまあ、そのへん、今後ね、できるだけまあ、全町民が、このケーブルテレビに加入していただいて、そしてまあ、行政情報、防災情報、そして地域のコミュニケーションを図っていくための地域情報、いろんな意味で町民がお互いに共有化していく情報を、そういうこと的手段として、当然これからの活用を、もっともっと図るべきではないかという趣旨でのご質問をいただいておりますので、私も、当然、そういう考え方でね、加入についても推進をしていきたいなと思っております。

ただ、その加入、これが開局してですね、ケーブルテレビも、まだまあ、3年、4年ですね。3年ですね、そんな期間しか経っておりませんので、先ほどまあ、申し上げましたようにですね、やはり魅力のあると言いますか、見ていただく人にとってまあ、必要性を感じていただくですね、内容のあるものを制作したり、発信をしていかないですね、加入していただくということも難しいというところがあります。

そういう中で、今、努力をしておりますので、まあ、いっぺんにね、強制的に加入をいただくという形にはなりませんけれども、加入促進についてはですね、今後も、情報番組、また、情報内容、そういうものを、しっかりと充実していくことによって、促進を図っていききたいと、そういうふうと思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、11番、大下君。

11番（大下吉三郎君） 町長も、その内容なり、私の質問なり、まあ、理解は、お互いにできるわけでありまして、今後、そういった利用促進を図っていくという上についてですね、未加入者に対しての加入促進を、どのような形でやっていくか。また、その料金等については、どのような。今までであれば、加入と、それから設備費というような格好で金を支払っておるわけですが、今後、加入される方についての工事費ですね、そのような金額等々については、どういうお考えでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 町長の答弁の中にもありましたけれども、姫路ケーブルテレビの方でも、この季節季節に応じまして、加入促進のチラシを新聞広告等に入れたりしながら、通常の加入金、1万5,750円を無料にするとか、そういう形でのキャンペーンも行っております。

その他まあ、町としても、広報とか、そういう形の中で、今後、加入促進は図っていく必要があるのかなというふうにお思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、11番、大下君。

11番（大下吉三郎君） 当然、そのような形で、工事費なり、その加入の件については、われわれも、既に参加している方については、支払いも、皆しておりますし、今後、そのような形で、できるだけ多くの方に入っていただくということが目的でございますし、必要経費については、当然、お支払いしていただくというのが、これは事実であります。

そういうふうな中で、本当に、これから、このような活動を、活用をですね、本当に、どうして図っていったらいいのかという、1つのまあ、プロジェクトと言いますか、そのようなことについて、今まで流してきた、これは手探りで、今日までやってきたわけですが、いよいよ本格化していく中では、これから、そういったチャンネル、佐用チャンネル等の内容等を研究して、放送ができ得るような、そういうプロジェクト言うんですか、そういったものを、今でもあると思うんですけれども、これから更に、そのような形で取り組んでいき、促進を図っていくという、そのへんについて、ちょっとお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） おっしゃられるように、今後の、その加入促進に当たっては、町長の答弁にもありましたように、やはり放送内容の充実も当然でしょうし、それから、また、防災面において、水害を経験した佐用町の中では、県の河川カメラがこう、設置していただきました。町内11箇所。そういったものも、今後の水害時においては、佐用チャンネルで流す予定にしております。そういう面から、防災面からも含めて、そういった内容とか、そういったものを住民の方々に広く周知しながら、加入促進を図る必要があるのかなと思っております。

特に、その、プロジェクトとか、そういうことは、今のところは考えておりませんけれども、いろいろな活用面は、当然、研究していく必要があるのかなと。それによって、ますます内容が充実してくれば、また、加入促進も図れるのかなと思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、11番、大下君。

11番（大下吉三郎君） その加入等についてはですね、是非とも拡大をし、していただきたい、このように思っております。

まあ、私の思っております地デジが、対応です。また、難聴、テレビの難聴地域の解消と、当然これ、今日までやってきて、それは、ほとんど解消しているわけです。それらと合わせて、本当に佐用チャンネルを有意義なものに作り変えていかなければならないと。そのためには、とにかく加入促進をしていただくと。町長の方にも加入率の一覧表というのが、皆さんにもついておると思うんですけれども、そういった、大撫に、そういったアンテナが上がるということは、既に、電波ふいているわけですが、これらの受信と兼ねてですね、やはり機械として加入促進を、是非ともですね、行政としてしていただきたい。特に、ここで挙がっております旧佐用地区の、いろいろな集落があります。このあたりの加入率が若干少ないのかなという懸念がいたしております。これらにつきましても、これからの佐用チャンネルというものを、重要視していただいて、情報の共有化を図

っていく。そのためには、行政の内容も周知しなければなりませんので、それがうまく利活用できるようにですね、今後とも、このようなことに対して、郡民、町民が一丸となつてですね、その1つの14億という1つの巨大な金額を費やしての、こういう設備でございます。うまく利用をですね、できうように、行政としても指導をしていただき、また、各家庭においても、このような内容を熟知していただいて、できるだけ、そのような方向で促進を図っていただく、これが私の願いでありますし、一般質問で言うようなことではないかもしれませんが。しかしながら、重要なことが、その中には、僕は、あると思っております。そのような観点から、いろいろな形でお聞きしましたけれども、何はともあれ、行政が前向きに、この未加入者の方に対して、どのような対応をしていくかということに限っておると私は、思っております。そのような観点から、これから、各それぞれの自治会通じ、また、広報を通じ、いろいろな形の中で、今後の佐用チャンネルというものの方向性を打ち出し、加入していただくようお願いするしかございません。

まあ、既にこの、総務省の方についてもですね、そのような形で、地デジ対応のテレビとアナログ対応のテレビと、これについても全国的に見れば、やはり難しい面があるというように言っております。そのような観点で、4年間延期ということに総務省は踏み切っております。そういった形でとれたわけですから、できるだけ、この期間に全家庭が、全町民がですね、そういった佐用チャンネルと行政からの報告を受信できるような設備を、とにかくしていただきたい。このことに、私は、尽きると思っておりますので、今後とも、そのような努力をしていただいて、有意義な行政が円滑にできるように、また、それらの防災対策についても、その中で流せるような1つのシステムを構築していただきたい。このように思っていますですね、簡単でありますけれども、大きな1つのお願いとして、町民が暮らせるように、ひとつ努力をして欲しいと。このようなことを申し上げて、私の一般質問は終わらせていただきます。

はい、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で大下吉三郎君の発言は終わりました。  
続いて、2番、新田俊一君の発言を許可します。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。同僚議員3名の方が、東北地方太平洋沖大地震につきまして、大変こう丁寧なお言葉を述べられました。私も簡単ですが、お話ししたいと思います。

今月3月の11日の、確か、2時46分ぐらいだと、僕は思うんですけども、家におりましたところ、地震が起きたというようなことがございました。そして、3時ちょっと回ったぐらいの時に、津波が、第1波が押し寄せて、第2波が来た。その時には、もう、どう言ったらいいんですかね、堤防にしておられる、ごっつい擁壁、相当な厚さがあるだろうと思うんですけども、そこをポーンと倒してこう、入ってくるというような状況、そして、津波の中の水の中に、家がぷくぷく、ぷくぷく浮いて、まあ、何と簡単に家がつぶれるもんやなというようなことも感じました。とにかく、そういった大変な状態になっておるようでございます。

まあ、外国からの方からも、77カ国ですか、何かこう支援要請があるとか、既にもう、13カ国ほどが支援に入っておるとか、また、佐用町の方からも、町長が先ほどおっしゃっ

たように、2名の方が行かれたとか、というようなお話も聞いております。まあ、私たちもこう、行ったら、邪魔になるぐらいで、しかられるかも分からんのですけれども、気持ちの上では、一緒にどうしても参加したいなりぐらいの気持ちは持っております。

そういったことで、当佐用町も、一昨年の、8月の9日の災害の時には、1万6,000人余りの方が、いろいろとこう、ボランティアで来ていただいたり、義援金もたくさんいただきました。また、議会の方へも研修に来られた時に、多額のこう、義援金をいただいて、議長にお預けしております。

そういった観点からね、やはり先日も、石堂県議の県政懇談会に行きました時に、自治会長さんの方から、町挙げて義援金を募って、何ぼかこう送りたいんだというような話もされておりました。町の方において、どのような考えされておられるのか、僕らには、全然、分かりませんけれども、われわれ議員の方も、何とかまあ、そういった方向で、進めていただきたらなと思っております。

まあ、とにかく被災された方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

続きまして、これは、このぐらいにしておきまして、質問の方に入らせていただきます。ちょっとこう、こういう一答一問については、初めてなもので、ちょっと戸惑うようなところがございしますが、2点について、お伺いしたいと思います。

河川の拡幅に伴う土地、家屋の立退きと教育指導のあり方はどうか、万全かということ聞いてまいりたいと思います。

まず最初に、河川の拡幅により、土地、家屋等の買収による進展状況はどうなっていますか。地権者との話し合いは、スムーズに行っているのか。用地購入については、地権者に十分な配慮をされているのか、お伺いをいたします。

議長（矢内作夫君）            ああ、あの、これね、1点目、これ全部やってもて、次の、次の教育の指導が万全かいうところを2点目ということで、お願いしたいと。

2番（新田俊一君）            全部言うてまうんか。

議長（矢内作夫君）            はい。

2番（新田俊一君）            長くなってまうな。

ほなまあ、2番目です。住居家屋や土地が、河川拡幅計画内の物件については、代替地及び新築家屋の補償問題は、どうなっていますか、お伺いします。

3番目ですが、現在空き地等が多く見られますが、今後の計画はどのように考えられているのか。また、被災された地域には、消防車や他の車両も進入不可能な道路があります。安心して安全な町づくりには、道路の拡幅、袋小路はなくすることが大切だと考えます。もし、再度集中豪雨があった時、狭い道路が、復興復旧を妨げる要因になるとと思いますが、町長の考えをお伺いします。

4番目に、佐用町内の住宅地で、大きな被害を受けた住民の方が、自宅を新築しようと思っても、資金不足と再度の水害に心配をして、やむを得ず、親戚や子どもが近くに住んでいる地域に転出していると聞いております。佐用町は、ますます過疎化が進み、衰退して行くものと思います。この過疎化を止める方策として、復興元年と位置づけたこの時期に、最大の努力をして魅力のあるまちづくりを再構築する時ではないでしょうか。小さな事をコツコツ進めて行くのも良いですが、全体的な計画を立てて、安心して安全なまちづくりをされる考えはありますか。お伺いします。

5番目ですが、水害により、空地が見受けられますが、この空地を放置せず、何か計画

を立てる必要があるのではないですか。中には土地は売りたい、何かに利用してもらいたいと考えておられる土地所有者もおられます。今後土地の管理や、税金の支払いを心配されている住民もおられます。この方々の相談窓口は、あるのですか。もしあったら、内容をお尋ねします。また、放棄田や、放棄畑、放棄宅地、地主のいない土地、耕作不能な土地にも課税をされている。今後は、不在地主や地主がいない土地ができると思いますが、町としては、この様な土地の処理、税金はどうされているのか、また、地主が不要な土地として、税金の免除を訴えた場合、どう対応されるのか、お伺いします。

後、よろしく願います。

議長（矢内作夫君）            それでは、1項目目。答弁、町長、よろしく願います。

町長（庵途典章君）            それでは、新田議員のご質問にお答えいたします。

まず1項目目の、河川の拡幅事業についての質問でございますが、一昨年の災害発生以降、兵庫県光都土木事務所河川復興室においては、町担当職員も同行して、佐用川をはじめとする緊急河道対策事業の、総延長54.59キロの区間の計画に関する地元説明会、用地境界の立会い、また、単価発表等、その都度各地域へ出向き、関係58自治会で少なくとも3、4回の協議を行い、概ね地域住民の皆さんのご理解をいただいていたところであります。

平成23年1月末時点で、用地につきましては、全体の約4分の1、物件につきましては、2割超の契約状況と聞いております。用地買収にあたっては、個人ごとに差が出ないように、可能な限り、可能な箇所については、集団調印をお願いをして、住宅の移転が必要な方については、準備期間を考慮して移転希望時期を伝える等の配慮をいただいております。

住宅家屋の移転先代替地につきましては、基本的には個人で探していただくことになっておりますが、一連区間の用地交渉の中で、代替地提供の提供意思のある方を把握して、町が県と連携して斡旋もいたしております。また、12月議会でご承認をいただきました長尾の高校公舎跡地の宅地造成事業につきましても、移転を余儀なくされた方々の移転先候補地の1つとして位置づけて、希望者への斡旋を行っております。

次に、道路の拡幅、狭小路の解消についてのご質問でございますが、今回の抜本的な河川改修が完成することにより、これまでと比べて、格段に安全な川となりますが、現在においても、異常気象が頻発する現状を考えますと、それでも絶対とは言い切れません。議員ご指摘のとおり、町内の多くの場所で、狭小道路や袋小路で行き止まり箇所がございます。そういった箇所を精査しながら、地域とも連携をして、積極的に、今、道路整備も進めて行かなければならないというふうにも思っております。

次に、安全な町づくりについてでございますが、平成21年8月に発生した大水害による豪雨災害から1日も早く町を復旧して、住民の皆さんが元の暮らしを取り戻せるように、また、同じような災害が起こらないよう、安全で安心な町を創り、21世紀の新しいまちとして再びきらめくことを目標に佐用町災害復興計画を策定をし、これまで佐用町が進めてきた、地域住民が主役となる協働のまちづくりを基盤として、まちの豊かな自然・文化・伝統などを活用して、みんなで創る新しい佐用のまちづくりを行っているところでございます。

なお、佐用町災害復興計画で定めた事業実施につきましては、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会を設置し、災害復興の現状と課題の分析をはじめとして、復興施策を推進するための取り組みを始めたところでございます。

生活基盤の再生を目標とした、安全で安心して暮らせるふるさとの具体的な取り組みと

いたまは、緊急河道対策事業による河川改修工事により、町営住宅の移転が必要となった町営久崎住宅の建設事業に際しましては、町営住宅入居者の意向はもちろんのこと、久崎集落住民や応急仮設住宅入居者の意向を配慮し、災害時の一時避難場所を併設した、17世帯が入居できる町営住宅の建設を進めているところでございます。

また、長尾の佐用高校公舎跡地に5区画の宅地を造成中であります。まあ、被災された方が、住みなれた地域で引き続き安心して生活できるように、災害復興計画に掲げた河川改修工事の促進などに全力で取り組んでまいりますので、また、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたすところでございます。

次に、災害で生じた空地対策について答弁をさせていただきます。

佐用町では、定住対策の一環として、空き家情報等活用システム事業を行っております。この事業は、空き家や空き地の所有者から寄せられた物件情報を空き家等情報カードとして登録し、ホームページなどを通じ、希望する方に情報を提供するものでございます。登録状況は現在20件で、空き家12件、空き地8件となっております。災害以降、災害を受けた空き地等の所有者からの問い合わせもありましたが、登録にはいたっておりません。町おいては、空き家、空き地の情報をホームページや町広報紙等による随時募集を行っておりますので、希望される方は商工観光課定住対策室へご相談をいただければというふうに思っております。

次に、荒廃農地や不在宅地などの課税の状況でございますが、議員ご承知のとおり、土地については、所有権を有する個人の財産ということでございますから、例えその土地が放棄されたような状態であったり、不在の宅地であったとしても、その管理や納税の義務は所有者の責任の範疇と認識をいたしております。

固定資産税の課税につきましては、毎年1月1日現在の土地所有者に対し、その時点での現況地目に基づいて行っております。登記、つまり台帳地目が田や畑など農地であったとしても、現に荒廃して原野や山林の状態になってしまっている場合は、その現況地目によって課税をいたしております。土地課税は土地そのものへの課税ということで、その所有者が町内在住とか、不在とかの理由での特別な免税等はありません。また、この度の水害により多くの農地等が荒廃してしまいましたが、平成21年度については、被害の程度により課税された税額を減免。平成22年度からは1月1日現在の復旧の状況に応じて、耕作不能農地については、現況地目を確認のうえ、適正な課税を行っております。

被災建物を撤去され、更地となった宅地につきましても、現地に再建築する旨の届出があった方に対しましては、平成21年度から23年度までの3年間については、200平米までは6分の1、住宅面積の10倍までは3分の1という住宅用地の特例措置を行っております。

以上、最初のご質問に対しましての答弁とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、再質問、2番、新田君。

2番（新田俊一君） これ、順序不同でお聞きしてもよろしいですかね。

議長（矢内作夫君） はい、結構です。

2番（新田俊一君） この5番目の最後のところなんですけれども、不在地主で、全然こちらへ帰ってこられないとか、どこにおられるかこう、分からないというような人もおられるし、相続が誰になっておるかというようなことも分からないところが、たくさんあるわけなんですけどね、そしてまあ、そういう、ちょっとでも権利のある人がおられるわけなん

ですけれども、その方たちは、全然税金をようかけないというような状況とか、もし、ほ場整備しようかなと思っても、その分が、ちょっとネックになってできないというようなところもあるわけなんですけれども、これはやはり町長、何じゃないですか。もうちょっと整備してね、それは、税金は、その個人のものだから、どないしておっても、減税はせんというようなことじゃなしに、これはやはり手を入れて、きちっとしたものにしなさいといけないし、やっぱり、そういうのは整理していく必要があるんじゃないですか。どうですか。そのまま放っておく方がええんですか。

〔町長「税務課長、どういう」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 私の方でご質問の趣旨に合うかどうか分からないんですが、町として、そういった今、鳥獣被害が多くて、里山とかいう問題もございますし、町としてどうするかというのは、またこれ、税務課長の範疇にはない話なんです。現実には税という観点から言いますと、今、町長の答弁申し上げたとおり、権利者がおられるので、まあ、当然、所有権堅持するかわりに、管理とか、納税の義務が当然発生するわけなんです。

ただ、もう1点、非常に具合悪いところは、ご承知のように、土地の場合は、課税免税点というのが30万円でございます。で、その今問題になっている山際のところは、原野ですから、平米当たり10円程度の評価額ですから、これを30万円ということになると、パッと出てきませんが、多分3万平米。だから、現実には、そんなにたくさん持たれている方も少ないんじゃないかと思っておりますので、実際には、納税の方は、課税されない状況にあります。

ただ、課税される方については、相続等についても、税務課の方では、誰かに納税していただかないといけないので、極力、戸籍とか、そういった行政間でたどりまして、複数、たいがい相続登記されない場合は、いらっしゃるので、相続人代表の届けを出してもらったり、もし、それが出ない場合は、行政の方でたどりまして、5人おられたら、代表一人いう形で指定通知を出して課税させていただきます。

ちょっとその、町のビジョンとしてどうするかという問題については、また、適切な、課長から答弁させていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） おっしゃることは、よう分かるんですけどね、おつても税金は、よう払わんと。それで、もうその土地はいらんのやと。元々、土地にせよ、水田にせよ、畑にせよ、すべて、自分らで売ったり買ったりしてきたものであるんやけども、例えば、昔に、わしが1,000円で買ってあったんじゃというような、その時は、大変な金だったんだというような話もございます。

しかし、終戦後、インフレ言うんですか、全然、貨幣価値が変わってしましましてね、1,000円で酒1本ぐらいしか買えんような状況なことになってても、もう、こないなもんいらんわちゅうような話で、ごたごたしたところもあるんです。

それと、その、ずっと、そこに住んでおられたんですけども、もう行方不明になってしもて、全然、分からない人もおるわけなんですよね。それでまあ、それを、前、税のこ

とで物納というような言葉が出てきておりましたわね。こちらへんでは、通用するのかわからないのか、分かりませんが、東京の方であれば、美智子さんところが物納されたんですか。土地。物納いうことがあるわね。ほなら、ええもんだったら物納で、もろてええけど、悪いやつだったらいらんなというような、そういうのも、ちょっとおかしいような気もするんでね、それは、どのように考えたらええんでしょうか。ちょっとお答え願いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 日本の国の法律の中でですね、土地の所有権というのは、非常に強いものがあります。これはまあ、相続権、また、それに伴う土地の所有権、これはなかなか、個人の所有権として、権利としてですね、侵すことができない。ですから、今、本当に事業なんかを行っていく上でですね、実際には、いわゆる不在地主とか、所有者自体、所有されている方自体がですね、もう相続権はあったとしても、実際には相続はされてない。しかも、そういう土地が、そこに、そういう所に存在していることすら知らない方でもですね、その、例えば、河川の大改修を行う。その土地が起業用地として必要になる。その土地を買収しなければならないということになればですね、いわゆる、その所有者を特定していくという作業が、非常にまあ、複雑なですね、大変な作業になっております。

まあ、そういうことが、こういう事業を行っていく上でも非常に障害になっておりますし、まあ、その所有者がですね、どんどんと相続権者がですね、代が下がるごとに広がってきてしまうということで、今まあ、河川改修で、何千筆というようなですね、土地を買収しなきゃならない。その中でも、もう既に、所有者が日本にいらっしやらない。外国におられるとかですね、そういうことにもなるわけです。それでも、やはり、そこまでたどって行って、その同意を得なきゃいけないということですね、非常にまあ、今、土地そのものが、昔のように、まだ価値のある土地なればですね、誰も、きちりと管理をされたりするんですけども、今、新田議員の言われるような、ほんまに原野になってしまったり、ほとんど利用価値そのものがなくなってしまったような中で、売買もできないというような土地が、たくさん生まれてきていると。

まあ、そういうふうにならぬ、いわゆる不在地主であるとかですね、もう1代、2代にも昔の人で、相続権が分かれてしまったような土地ですね、実際には、そういう、その管理もされてないような土地はですね、例えば、公的に、裁判所の手続きを持って、職権で、公有化するとかですね、そういうことができるような法律改正がですね、本当に、今、これからの時代は必要になるんじゃないかなと、私自身は、感じているんですけども、なかなか法律のことですからね、そう簡単に、そういうふうな取り扱いは、決してできないということでもあります。

ですからまあ、先ほど言われたように、そういう所であっても、まあ、課税については、課税できる相続権者を特定したり、その代表者を特定して課税をさせていただく。

それで、一番本当に困るのは、今、課長が言った、答弁したですね、課税をしていると言われても、実際にはもう、免税点以下でですね、ほとんど課税を、課税がされてないという状況の中で、所有権があるというですね、そういう土地が、本当に増えているということ、そのへんがまあ、本当に行政を行う上で、非常に大きな障害になっていることは、現実、事実でございます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、だいたい理解できました。

それでもまあ、大変でしょうけど、やっぱりそういったものは、逐次やっぱりこう、法律を変えなできないかどうか、分かりませんが、やはり整理していくべきだと思いますんで、どうか、頭の隅に置いていただいたらありがたいと思います。

それとその、この河川の拡幅によってこう、買収されておるわけなんですけども、場所によってはね、立派な庭園があったり、今、高価な、その庭園をつくるのに、相当のお金を出しておるとか、この庭園は、このぐらいですよと提示されても納得のいくような値段じゃないんだとか、今までまあ、庭が広がったんやけども、今度、河川改修で、そこに、コンクリートの壁をするらしいけども、自分とこがつくっておったやつが、もっと悪いようなもんができてくるんやというような話もされておりました。

そのへんどこ、やっぱり、庭でもその、課税になっておるんか、なっておらんのか、分からないんですけども、おそらく庭されたら、百万いう金はいっとうはずなんですけれども、その価値いうものは、やっぱり300万ぐらいかかったなんていうようなことが、例えば、領収書とか、過去に、そういう物があって分かれば、それなりの補償はしたってもらえるのか、もし、土地についても、今は、土地も暴落しておりますけれども、その買った時に、坪当たり30万ぐらいで買うておったものが、今だったら、もう10万やっとなんか下がるてきててもね、安いような状態になっておるわけなんですけれども、買われた当時には、大きなお金を出しておられるというような事例もあるんじゃないかと思うんです。そのようなところで、何かこう、買入れは、多分、一律で、1万円だったら1万円、2万円だったら2万円ということで、全部一律にやらんと。ややこしいなるんですけども、やっぱりこう、庭とか、なんか立派な石垣しておるとか、そういったことについては、何か、配慮があるんですか。ないんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） はい。今、議員さんのご質問でございますけれども、基本的にはですね、県の用地課の方がですね、専門家ですけども、まあ、県のまあ、基準でございます。用地補償の関係の基準でございますね。それに基づいて、物件についてはですね、適正な価格を算出して、当然、地権者の方おられます。そこには、いろいろと説明をさせていただいてですね、十分に納得の上でございますね、契約していただくというようなことで現在、進めております。

それと、土地につきましても、基本的には、今、議員さんご指摘のとおりですね、地価も、この近年下がっております。まあ、そこにつきましても、当然、鑑定と言いましてですね、まああの、鑑定をさせていただいてですね、それに基づく価格を設定する中でですね、皆様のご理解を得ながら、買収の方に努めております。以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、よく分かりました。

それと今、ちょっと、建設課長と町長のとこと、2、3、コピーをお渡ししたわけなんですけれども、本当にこう、町長も冒頭に、ずっと説明がございましたんですけれども、例えば、個々の名前言うてええんかな。吉井、前吉井議員さんとの、とこぐらいから、ちょっと上のとこね、狭くなっておるんですよね、あれ。川が、溝があって。それで、今度、河川改修される時にか何か、あんなこと、うまいこと利用して、川をきれいにすれば、ちょっとぐらいの水害だったら、あそこから、うまいこと流れて出るんじゃないかなと。そこも、ちょっと写真撮っておると思うんですけどね。何とか、ああいった狭いところをこう、区画よくこう、せっかくこう、まあ、前だったら家があってどうのということあったんですけれども、ちょっとあの辺見てみると、かなり家もなくなっておりますんでね、何とか、あの辺を、もうちょっと区画して、逃げる時でも安全に逃げれるような状態のものを、つくっていくというような考え方はないですかね。ちょっと初めの方にお話あったことあるんですけど、もう一度お願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、町内には、まだ車がですね、入れないような、路地と言われるようなですね、形での生活道路も多数ございます。

当然まあ、これが、なかなか解消できないというのは、家が建ってですね、両側に建ってますから、それを拡幅しようとするれば、家の移転等、非常に莫大な費用もかかりますし、また、生活されている方も、そこへなかなか、密集しているところですからね、移転先も、そう簡単には、家を後退させることもできないということで、そういう道路について、今回の河川改修の中でですね、一番は、河川改修を行う。新しい、新たな堤防もできると。その堤防敷を利用して、これが1つ、新しい道路としてですね、十分に使えるように、できるだけの幅を確保してもらおうと。これによって、かなり解消もされる場所があります。その堤防敷の道路から、まだ、につながるですね、生活道路。このへんの、として、その拡幅をしたり、新たな道路を整備するというような形で、改修と言いますか、道路が整備できる場所はね、考えていきたいなというふうに思っております。

まああの、ただ、こういうその、狭い所で、今回、今、先ほど言われるように、もう家を壊されたりですね、空き地になっている所もあるんですけども、それが連続しているわけじゃなくって、空き地と、また家もありですね、非常にまあ、全部の土地が更地のような形で、まあ、区画整理のような形でね、その一体を、いわゆる区画整理、都市計画に基づいた区画整理のことができれば、それが一番いいんですけども、なかなか、もう既に、新しい家が建ってたり、地域地域に行きますとですね、そういうふうに、その、連続して、一体を整備するというのは、非常に難しいところが非常に多いんですね。

ですからまあ、全てをまあ、計画的にというのは、新たにというのは難しいですけども、可能な限りですね、そういう生活環境、道路の整備、こういう点も含めた、今後の復興事業にしていきたいと。そういうふうには、考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） きちっとした、まあ、答弁をいただいたわけなんですけれども、できるだけ、あの、努力してね、今後、もし何かがあった場合でも、車の出入りがスムーズにできるような状況になれるように、町長も頑張ってくださいと思います。

それで、2番目ですけれども、教育の指導は万全かということで、お伺いしたいと思います。

学校への登下校の時、また、校内において、いじめがあると聞いておりますが、その実態はあるのか、ないのか。先生や教育委員会では、どのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

2点目ですが、よく商店主から、個人万引きや集団万引きのことを聞きますが、そのような実態はあるのか、ないのか。もしあったとすれば、解決はどのようにされたのか、お伺いをいたします。

3番目ですけれども、今、新聞やテレビで、ドメスティックバイオレンスとか、モンスターペアレントの問題が提起されております。こういう問題の発生により、子どもの自殺、親による子どもの殺害、親殺し、何も理由も関係もないが、ある日突然こう、通行人を刺すとかいうような、痛ましい事件が、毎日の様に報道されています。午前中に、敏森議員の方からも、そういう話もあったわけなんですけれども、教育委員会では、先生や生徒に対して、どのような指導をされているのか、お伺いをいたします。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目の答弁、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、新田議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育の指導は万全かという問いであります。その中で、まず1点目の、登下校時、校内でのいじめの実態は。そして、その対応はとのご質問でございますが、いじめにつきましては、今年度、4月から2月までに3件の報告を受けております。対応につきましては、必ず教職員が複数で対応し、早期に解決するよう指導をしているところでございますが、当該児童生徒の担任、また、生徒指導担当、それから、それぞれの集落の担任、また、管理職などで、関係する者で、連携を図りながら、事実確認をして、関係の児童生徒や保護者に対して解決に向けての取り組みを進めております。

2点目の、万引の実態、そしてあった時の対応はとのご質問でございますが、本年度は、2件、認知しております。事態への対応ですが、いじめと、いじめの対応と同様に、複数の職員で対応し、速やかな問題解決と、再発防止に努めております。まず事実確認をいたします。本人や保護者への事の重大性を伝えながら指導し、事業主にも謝罪をする方向で指導をします。なお、弁償等につきましては、保護者と事業主との相談による対応となります。

3点目の、ドメスティックバイオレンス、モンスターペアレントの、子どもにかかわる事件についての指導はとのご質問でございますが、児童生徒に係る問題については早期発見・早期解決を指導しているところでございますが、例えば、児童生徒の虐待ですが、日頃の様子や、まあ、様子と言いますのは、服装の乱れとか、清潔感があるかとか、そういうことでございます。また、日記などを通じて些細な変化も見逃さない観察や、子育て支援センター、また、青少年育成センター等、様々な関係機関との情報交換などを通じて早期発見に努めているところでございます。また、解決に向けましては、先ほど、申しました子育て支援センターや家庭児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、早期解決を目指してい

るところでございます。

また、児童生徒が、いろいろな事件に巻き込まれないように、また、不審者情報等の情報の共有を進めているところです。教員に対しましても、佐用警察と連携して、不審者対応の訓練を実施するなど、それぞれ年間に1度ぐらいいは、そういう訓練をするよう指導しております。

また、平成12、3年頃だったと思いますが、県警本部に直接つながるホットラインも、本年度5月に全校で通報テストを実施しております。このように、事件の未然防止や管理体制の強化充実を図っているところでございます。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、2番、新田君。

2番（新田俊一君） 概略はまあ、理解できるわけなんですけれども、先日、3月の12日にね、三日月の支所で、石堂県議から県政懇談会があったわけなんですけれども、その時に、石堂先生がおっしゃるのには、やっぱりあの、昔はまあ、僕らの子どもの頃は、道徳的というような、道徳というようなことが言われて、よく勉強しておったわけなんですけど、今は、何か、聞かれておった、週に1時間ですか、それを、中身の濃いものか、薄いものか、ちょっと分からないんですけれども、ちょっと、それが希薄になっておるんではないかなというようなことを、石堂先生が言っておられました。

それと、その、内容についてですけれども、どういった内容で、道徳教育されているのかなというようなことも思うわけなんですけども、石堂先生がまあ、本は、ちゃんとこしらえておるんだけれども、どうも思うようにいけないと。

それと、誰が考え出したことか、ちょっと分からないんですけれども、僕も、勉強不足で。ゆとり教育ということでね、土曜日、日曜日こう、休み多いですわね、とにかく。そういった中で、その時にこう、家の手伝いをするとか、勉強をすることかという、それだったら、非常にまあ、ええわけなんですけれども、その時間帯と言え、ゲームやっておるか、携帯かけまくっておるか、あんまりええことないですよ。ゆとり教育じゃなしに、もう悪さを覚えるゆとりやね、あれは。だからね、そういったことも、教育長の方からも、よく考えていただきましてね、きつい義務付けは必要はないかと思うんですけれども、まあ、携帯時間は、1日に2時間が限度やとか、1時間が限度やとか、ゲームを1時間か2時間が限度やというふうな、そういう、僕ら、詳しいことは、分からないんですけれどもね、専門的には、やはり、そういった約束事、決め事を、ちゃんとやっての上のゆとり教育にしたらどうか。勿論、道徳教育の中でも、人に迷惑かけたらあかんと、人を殺したらあかんぞと。そういうようなことじゃなしに、丁度、昨日も一昨日も、ずっとこうテレビ見たら、東北地方の、関東の、北関東、東関東ですか、あのへんの人が出ておるわけなんですけれども、この時に画面でね、親子がこう再開した時には、涙を流して抱き合って喜んでおるとか、子どもたちも、お母さんに会えて、もうこう、抱き合って喜んでおること、感動しました。

だからね、ああいう場面だけでも抜粋してね、子どもに、ちょっとこう、あんな、テレビ、学校にあると思うんですけど、見せてね、皆、こないして仲良くしよんやぞと。そういったようなことも、ちょっと、災害は、ちょっと、それはお前、ひどいかも分からないんですけれども、その場面だけでもこう、ピックアップして見せて、親はこんなに思うとんやぞと。子どもは、こないに考えなあかんぞというような、そういうやり方というのは、

したら駄目なんですか、どうなんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、先ほどの、再質問の前にですね、モンスターペアレントのことににつきまして、ちょっと抜けておりましたので、その、ご答弁をさせていただきますから、答弁させていただきます。

モンスターペアレントのことでございますけれども、テレビ等で報道されているような状況は、今のところないと考えておりますが、教職員も、それぞれ、1人で抱え込むことのないようにですね、常々指導しております。

また、そういう、もしあればですね、教育委員会も、十分、相談や指導に乗りたいと、そのように考えているところです。

先ほど、再質問でありました、ゆとり教育、また、学校週5日制にかかわっての、家の手伝いとか、勉強の時間とか、そういうことでございますが、平成11年、12年に完全実施になったと記憶しておるんですが、まあ、当初から非常に、課題、問題がありまして、特に低学年。小学生の保護者にとってはですね、土曜日1日休みになると。非常に困るというようなこともありました。当時、社会教育、また、地域でもですね、受け皿とかいうような言葉が、ずっとこう出てきまして、子どもたちを、どう、半日でも見ていくかとか、公民館活動であるとか、地域の行事であるとか、そういうところでですね、地域で育てていこうという、そういう機運が、非常に高まったかと思えます。

しかしながら、最近になりましてですね、なかなか、そういう、毎週のことではございますので、非常に難しいと。で、学校は、地域に帰すとか、家庭に帰すとか、そういうことで、試行の段階からですね、保護者に対して、文書を持ったり、また、講演会を持ったり、また、担任が、それぞれ学校で、家庭では、こういう仕事をさせてくださいとか、いろんな形でしてきましたけれども、段々それが、まあ、マンネリ化したと言いますか、親も毎週のことでは、なかなか目が行き届かない。学校の方もですね、やっぱりまあ、毎週2日間休みになる。そういう考え方が、ドンドンこう出てきたと思えます。

しかしながら、学校は、基本的には、2日連続休みが、毎週続くわけですので、家庭での生活のあり方、それから、地域での生活のあり方、これについては、大小かかわらず指導は重ねております。

で、夏休みとか冬休み、長期休業中はもとよりですね、そういうことは、しっかりしていると思えます。けども、なかなかそれが、子ども達にも浸透しないし、して、今、おっしゃって、議員がおっしゃいましたような現実も見え隠れしていると、そのように捉えております。

で、例えば、ゲーム機の使い方であるとか、そういうことにつきましてでもですね、もう10年も20年も前からゲームが流行っておりますので、もう何回も、何回も繰り返し繰り返し。例えば、テレビが良く見て困ると。先生、どがいかしてくれと。私も担任しておる時に、実際、そういう声を聞きました。親から。じゃあ、家に泊めてください。お宅に泊めてくださいと。1週間、絶対直しますからと言ったら、その親は、こらえてくれと言われました。で、私は、晩の8時、9時、10時、毎晩、その子に1週間電話をかけた。その子は、1週間目に、学校へ来まして、私のところへ来まして、もう先生、電話かけんといてって。よう分かったと言ってくれました。やっぱり、ほんまに直そうとすれば、親も先生も一生懸命、もう徹底的にやらないと変わらないと思えます。しかし、全面的に

禁止するのではなくて、今、議員がおっしゃいましたように、時間を決めてとか、やっぱりメリハリをつけて生活することが、一番望ましいと、私は、考えております。以上です。

2番（新田俊一君） いや、もう1つ。災害のこう、抱き合って喜びよった、あれは、どうですか。

教育長（勝山 剛君） 道徳教育の資料についてですが、道徳には、副読本というのがありますね、それをもって、1時間、または、2時間単位です、1つの授業というか、子どもたちの考えを聞いたりですね、お互いに意見交換しながら、より良い生活に向けて学んでいるわけですが、今、言われましたように、私もお母さんと子どもが抱き合って、泣いている姿を、昨日見ました。本当に、体が熱くなりました。また、ここ3日間、4日間ほど、各新聞とも大きな写真で、後姿を写している様子だとか、また、出会いの瞬間の写真を載せておりますが、それぞれがね、やっぱり心を打つ。やっぱり人と人との絆、そういうものの大事さ、そういうものを訴えていると思います。学校も、先生方も、その副読本の資料だけじゃなくって、そういう1つ1つの情報を集めながら、子どもたちに訴えかける、また、感じてもらえる、そういう資料を提供して授業を進めていると、私は、そのように考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） 非常に勉強になるような、いい言葉をいただきまして、ありがとうございました。

1つだけ、ちょっと、何だったか、モンスターペアレントの、これ、ないとおっしゃいましたね、今。あの、今はね、直接学校へ怒鳴り込んだり、担任の先生に、言うとかいうんじゃないし、何や、携帯メールですか、あれで、結構やっておられるそうです。そこは、ちょっとつかんでないかどうか知らないですけどね、そういうところ、やはりこう、チェックすると言うかね、やっぱり、相当やっておるそうですよ。僕も、よく聞くんですよ。どないしたらええと聞くんやけど、僕、口返答もようせんと、静かにしたんやけど、いつも、静かだからね、僕は。だから、その、あんまりよう言わないんですけども、そんなとこいっぺん、教育委員会でも聞いてもいいし、学校長でもええから聞いて、いっぺんまあ、相談してみいやという話はしておるんですけどね、何て言うのかな、これ、打つやつは。あれ、メールですか。メールで行くらしいですわ。そういうところで、子どもらが傷ついて、学校が不登校になったり、いろいろされるというようなことがあると思うんでね、答弁は、ええんですけども、是非、そういうことに気をつけてやっていただいたらと思います。

これで、僕の質問は終わります。ありがとうございました。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） すいません。ちょっと、第1問目の答弁です、内容的に、ちょっと間違った点がありましたので、申し訳ありませんけども、訂正をさせていただきます。

土地の課税につきましてですね、その中で、あの、水害によって荒廃した農地についての課税ということで、私の答弁では、平成 21 年度についてはということだったんですけど、これ 21 年、22 年度について、被害の程度により課税された税額をですね、減免をしていると。21 年、22 年度、2 カ年と。それから、22 年度からはということを行いましたけども、これ、23 年度からはということで、この 23 年度から、この 23 年の 1 月 1 日の現在の復旧状況、まあ、これに応じてですね、耕作不能地については、まあ、現況地目を確認の上で適正に課税をしていくという形になっております。ちょっと、年度がずれて、答弁をしております。訂正をさせていただきます。

2 番（新田俊一君）            ありがとうございます。

2 番（新田俊一君）            はい、以上で、新田、

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君）          はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）          ちょっと、中途半端で終わりそうなので、一言だけ申し添えていきたいと思えます。

先ほど言われました、メールでですね、いろんなこと。これは、子どもの中には、ちょこちょこありましてですね、先ほど言われたように、親からですね、学校へのメールとか、そういうことについては、お聞きしておりません。

で、もう 1 つ、モンスターペアレントということで、言葉がですね、非常にこう、世間をにぎわせているのが現状ですが、私も学校長している時に、新しく行った学校で、まあ、前年度から新しい年度に向かったの、子ども達の受け入れの中で、いろいろとお父さんお母さんがですね、ああして欲しい、こうして欲しいということ、まあ、言われたようです。で、やっぱり学校としても、できることと、できないことがあるということで、お断りすると、段々段々、そうではないでしょうということになって、段々段々こう、溝が深まっていく。そういうことをまあ、私自身も肌で感じたことがあるんですけども、その時にまあ、教職員にですね、どのようにお話したかと言いますと、お父さん、お母さんの気持ち、先生ら分かってくれるか。子どもを思う気持ち、分かってやって欲しい。しかし、できることと、できないことはある。このお母ちゃん、文句ばかり言うてやと。うるさいことばかり言うとか、あのお母ちゃんが来たったら、皆そういう目で見てえへんだろうかと。それは、いかんのかなじゃないか。というような話をしたことがあります。

で、当初、4 月当初に、そういう話したんですけども、先生方は、しっかりそれを聞き入れてくれました。ですから、第一印象で、やっぱり親を見てしまってもいけないし、地域の方々を見てしまってもいけない。けども、できることと、できないことは、はっきりしているわけなんで、そのへんをお互いにですね、理解し合えれば、子どものためになるのではないかなと、そんなふう感じたところです。以上です。

2 番（新田俊一君）            まあ、頑張ってください。ありがとうございます。

議長（矢内作夫君）          はい、以上で、新田俊一君の発言は終わりました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。

開会を 3 時 10 分ということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後 0 2 時 4 3 分 休憩

午後 0 3 時 1 0 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行いたします。  
引き続き一般質問、13 番、石黒永剛君。

13 番（石黒永剛君） 13 番、石黒です。

質問の前に、台風 9 号災害復興事業に関連して、大きな河川工事を行っています。これにかかる家屋の立ち退き、また、関連して用地の撤去など、多くの皆さんの理解で、この工事が進んでいることについて、ありがたく思っております。

また、北日本大震災、災害地並びに被災者の皆さんに思いをはせる時に、その悲しみは深く、謹んでお見舞い申し上げたいと思います。

さて、今日ほど多様に不安を都市部、田舎を問わずに覚える時代はありません。まず、日常生活を営む上での個人的な不安は、個人問題として解決すべきこととしても、その原因が受動的、与えられる社会不安については、日常生活を基盤とする集落、更に、行政等の施策に、その解決を委ねられております。行政には、また、その責任があるように思います。特に、社会的弱者の保護を時代は求めております。このような観点から、今回、私は、安心・安全社会の向上をめざした、わが町に制定している生活安全条例による取り組みを問うものでございます。条例につきましては、別紙資料を参考し、付けてますので、お目通しいただきたいと思います。

まず、質問に沿った答弁をよろしく願います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、石黒議員からのご質問で、第 1 番目。安心・安全社会の向上をめざしてということでのご質問をいただいておりますので、私なりに答弁をさせていただきます。

佐用町生活安全条例は、合併と同時に施行され、地域安全推進協議会については、平成 20 年 1 月 24 日に第 1 回の協議会を開催いたしました。条例と施行規則の概要、部会編成等について説明をし、役員を選出を行い、今後の協議会の開催方法等を決定して、第 1 回目の協議会を終えております。その後、平成 21 年 8 月 9 日の台風第 9 号災害を受けたことなどから、協議会の開催や委員の改選等は、その後、行っていないのが現状でございます。協議会としての活動は、そういうことで停滞しておりますが、防犯活動や防災活動、それぞれ、防犯については、佐用町防犯協会。また、防災活動は、消防団や消防署。交通事故防止活動は、佐用交通安全協会や佐用警察署等を中心として、個々の団体により活動が展開をされてきております。それぞれの団体の安全・安心への取り組みにつきましては、町としても積極的に関わり、団体の活動を支援して参っております。

23 年度には、佐用町地域安全推進協議会を開催をし、犯罪・非行・火災・災害・交通事故防止活動等の推進を図るため、各種団体の横の連携・連絡、活動計画、活動状況などの情報交換を活発に行っていただくとともに、各委員からのご意見を賜り、町民の方と一緒に、安全で安心な町づくり・地域づくりに取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、最初の答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、13番、石堂君。もとい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 少し、関連質問をいたします。あの、条例の目的は、犯罪、非行、火災、災害、交通事故の防止を目的として、安全なまちづくりをめざしております。ここに、今回、なぜ、この質問を申し上げるかという、その、私自身の、1つの自分をかりたてたものは、2010年12月、神戸新聞と、それから静岡新聞、そして、ひょうご震災記念21世紀研究機構の合同調査があるわけなんです。これは、ご存知の方もあらうと思えますけれども、1月17日の阪神大震災を想定して取った震災後のアンケートであったと思っております。新聞記載は、1月13日にありました。

で、神戸、淡路島、静岡県においては、静岡市、そして浜松市、計1,600人を対象に行った調査であります。で、地震よりも犯罪、事故が、生活安全上の一番の不安であるということをお知らせしておりました。で、今、北日本の大震災、これは、スーパー大震災というような、国難にも当たるような震災下で、事件後でありますから、今やれば、このアンケートも変わってくると思えますけれども、この地点では、地震よりも犯罪、事故が怖いんだというように述べております。で、まあ、ちなみに、兵庫県では、空き巣、引ったくり、窃盗が25パーセント。暴力、トラブル、殺人、20パーセント。交通事故19。不審ストーカー13。火事9。地震8パーセント。性犯罪3.2。水害1パーセントというような形で、神戸新聞に、兵庫県の県民は回答してます。そしてまた、静岡県は、これは、南海、東南海地震、これから30年以内に90パーセントの確率であらうと想定される、この静岡県においても、やはり、自然災害である地震は17パーセント、非常に低いんです。そして、やはり静岡県においても、この日常の生活安全上の不安というものを、アンケートは答えております。まあ、そういった観点から、今般、こういった質問をしたいなという気持ちになりました。

まあ、続けてやりますけれども、佐用町生活安全条例は、町長も述べておられました。町民の意識高揚を図ることを目的として、平成10年10月1日に佐用町は制定しております。この条例の制定は、県下でもいち早かった。非常にニュース性があったと、私自身覚えています。その5年間、合併までの5年間に室内会議を30回。そして、これに伴い、当然、室内で議論した活動に、ことを、活動に結べるために、50回にわたる活動をしているわけなんです。で、これは、高見（聴取不能）副町長を会長に、町内各種団体、実務者を委員にして、推進調整会議を持ち、委員会を構成して、2カ月に1回のペースで、問題点の掘り起こし、それから、町、警察署、広域消防署、商工会等の積極的な指導助言、協力の下に、この問題に取り組んでまいりました。まあ、そういった、やはり努力した年月があるわけなんです。

それから、まあ、今回、町長の質問を聞きますと、23年度から新たなにというような気持ちに受けたんですけれども、少し、組織をかつちりすることによって、成功した事例をお話したいと思えます。

これは、旧佐用町に、谷本、今の商工会長のお父さんが町長をされておりました。その時に、私自身、直接に、佐用町には、青少年問題協議会という会議があると。これは条例にも謳ってますし、これはもう、上位条例から、この協議会を設置せなならないということになってます。その話を申し上げた途端、（聴取不能）に、それは申し訳ないと。直ぐにしなければならぬということで、立ち上げていただきました。そして、それが、昭和59

年、60年、61年、この3年にわたって、兵庫県の、県と、それから、教育委員会と、それから警察署から、佐用中学校をモデル校区とした指定があったわけなんです。それが、今、変わって、佐用町青少年を育てる会という会になってます。組織を、かっちりと立ち上げることによって、私は、いつもお話ししますが、行政は、場づくりをして頂きたい。そして、それに熱心な町民の皆さんの参加によって、物事が動くと思ってます。この青少年協議会の立ち上げもそうであったと思ってます。ですから、今、ここで、23年度から行くと、お願いしたいと思えます。しっかりとした組織を立ち上げてもらって、この、今、不安を感じる、このことについて、やはり解決を図っていただきたい。そういったことで、質問を重ねていきたいと思えます。

で、まあ、無用な不安をする必要はないと思えますし、不安を与えることもありませんけれども、常日頃に心構えとして持つということが、早い話、一番の防犯活動であり、防止活動であり、災害に備える心構えだと思えますよ。常日頃に思うておくと。まあ、そういったところが考えてみますと、大きな災害を、私たちの町は、経験しました。あの時の防災、地域防災は、どうだったでしょうか。私は、私たちは、9号災害の語り部であると思えますよ。町職員の皆さんの、あの時の姿見た時に、未だに私自身、目に残ってます。今、その記録というものを残すということについても、次につながると思えますけれども、これは、山田理事どう思われますか。記録を残すということが、次の防災だと。

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） おっしゃるとおりですね、この佐用町が、この災害を受けて、そして、復旧・復興に向けて進んできた、そういった過程というのは、どこの自治体においてもですね、今度、被災をした時の十分な、その教訓としていかされるべきであろうというふうに思えます。こういった記録を、しっかりと取っていくというのは、被災を受けた、地方自治体としての義務であろうとも思いました。

〔石黒君「いい答弁をいただきました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、いい答弁いただきました。

県知事も、今回のあれには、兵庫県の持っているノウハウを出したいとおっしゃってありました。

で、私ね、記録というものは、そう難しことない思えますよ。町職員の皆さんが、あの時に活動されたことを、1行でもいいから、皆、記録として残していただくことが、これは一番、生きた記録だと思えますよ。

それとまあ、関連質問になりますけれども、今年度の予算に、感謝のつどい、それから慰霊祭を毎年行うように書いてありますけれども、これは、継続して行われますか。答弁願います。

議長（矢内作夫君） 誰。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 感謝のつどいについては、本当にあの、全国からこう、多くのボランティアが来ていただいて、それをまあ、私たち行政もですけれども、被災を受けた方々が、その感謝を表すということで、考えております。当面は、社協とかと共同しながら、実行委員会形式で続けていきたいというふうに考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） 少し拡大した話になりますけれども、まあ、抱える不安、町民の皆さんが抱える不安として、参考までにお話したいと思います。

佐用町の商店街は、まあ、上月の商店街、そして久崎の商店街も皆、同じですが、水没いたしました。で、12月議会に議会の方に、陳情として、その時の実情を述べられた陳情があったと思うんです。で、この陳情者の皆さんの心境というものは、先だっのフォローアップ委員会で、谷本商工会長の言葉の中にもあったと思ってます。

まあ、昭和30年代を先代が支え、そして、大店舗に佐用の町は壊され、そして今、この水害によって立ち上がることができないというような、零細、細々と商売をしておられる、失礼な言い方ですけれども、いったん話だったと思います。

話を聞いても、本当に、どうする言葉をかけたらいいなだろうかというような、やはり、これから先の商店の運営、町の、商工会の、商店の運営ですね。そういったものについて、非常に不安を持っておられます。

それで、私自身、今、ここで、その人たちが、60何名だったと思うんです。それを代表して上村さんが述べておられました。この人たちが全部、商工会を脱退ということになってしまえば、これこそ、また、商工会は持たない。連鎖というものが出てくると思います。

また、先般、防災ネットで、子ども達の登下校の不安について配信がありました。まあ、内容は述べませんが、今、子どもたちの日常についても、安全を確保しなければならない。私が、知る限りにおいては、この1年間に4、5件はあったと思ってます。いわゆる声かけ事犯です。

教育長は、子どもの教育は、今朝ほど不変であるとおっしゃっておいりました。その信念というものの、深く共鳴いたしますけれども、子どもの教育というものは、偽りは通じないと思う。今朝ほど、敏森議員の一般質問を聞きつつ、そう感じました。非行防止の見地から考えてみますと、やはり環境浄化というものは、私たちに与えられております。

そして、この少ない子どもたちを健全に育てるということは、私たち大人のつとめであることは、間違いなく思っております。

しかし、子どもの姿は、大人社会の模倣だと言ってもいいと思うんですけれども、教育長どうでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 昔から、子どもは、親の背中を見て育つという言葉がありますように、私たち、大人を見て、子どもは育っていると、そのように認識しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） そんな中、非常に感銘を受けた事例を紹介させていただきます。

私は、先ほど、先日、中学校の卒業式に行きまして。学校長は、62名、卒業生一人ひとりに笑顔で卒業証書を授与されておりました。ああ、学校は、変わったなと。皆さんもご存知だと思いますけど、本当に、学校は、変わりました。

で、佐用町の人口は、止まりませんね。限界集落に住んでおられる人たちの高齢化が進んでますよ。それ、その人たちは、体調不良、それから、消費生活の中でも、通販トラブル、押し売り、押し買い、そういったものを、私自身も相談も受けましたし、声も聞きます。今、佐用町は、内山相談員を、その任に就いていただき、兵庫県の消費生活条例に基づいた、消費生活トラブルの解消に図っておられます。

では、その内山相談員に、どのような相談が投げかけられていますか。福祉課長、お願いします。

〔町長「商工観光課長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

〔石黒君「ああ、そうか。ごめん」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） お尋ねのですね、消費生活の関係でございますけれども、一昨年、国におきましては消費者庁が発足をいたしまして、更にまあ、それを受けまして、消費生活安全法という法律が、施行されたわけでございますけれども、まあ、これにつきましてはですね、消費者が安心して、安全で豊かに暮らせると、そういったことを目的にして、制定をされた法でございます。

で、現在の相談状況でございますけれども、特にまあ、私ども、消費生活センターにですね、寄せられるものとしたしましては、訪問販売、それから点検商法、それから金融関係、それから電話勧誘、マルチ商法、それから、インターネット絡み、それからローン関係といったようなものでございまして、直接、町のセンターに寄せられたものが、23件ございます。

それ以外にですね、西播磨の生活科学センター、あるいは、県の、休日のセンターがございまして、そちらの方にも、直接寄せられたものもございまして。そういった中でですね、年々、こういった相談件数といったものがですね、増加傾向にあるということでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、どうもありがとうございました。

あの町長ね、あの青少年センターを設置されて、非常に、いい効果が出ていると、私は、思っています。あの相談業務、それから朝の通学指導、皆さんがされています。これで、青少年の方は、一歩前進したのではないかなと思っています。

で、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、町民、協働のまちづくりという言葉がありました。これは、町民参加のまちづくりだと。で、このことは、まちづくり協議

会においても、全てのものに共通すると思うんですよ。

で、今日、私が、今、話してます生活安全条例云々、これも、やはり青少年の問題にしても、全部まちづくりにリンクするわけですね。長尾課長。

そうって考えてみます時に、昨年、死亡事故が2件ありました。なかったのがね。で、交通事故が80件ぐらいの形で推移しているらしい。と聞いてます。で、起きた時に防災、その時、その時に対応してますけども、やはりこれを、生活安全条例を基軸にして取り組むべきだと思うんですけども、私は、そう思ってますけど、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、どちらから、こう入っていくかというのは、私は、目的は、全て一緒だと思います。町民、皆がこう、安全安心に生活していくという、できる、そういう地域を作っていくということで、いろんなことを、皆で事業を進めたり、また、町としても、そういう施策に取り組んでいるというところであります。

特に、今、ご質問、ずっと今、お話を聞かせていただいたんですけども、まあ、安全ということになればですね、その、火災であったり、犯罪であったり、災害であったり、交通事故であったりという分野になってくるんですけども、やっぱり安心というね、やはり、言葉というものが2つこう、重なるのではないかと思います。安全、安心という。その、この安心という中には、先ほど、石黒議員が、お話に述べられたようにですね、例えば、商工会の方々、いろんな商売されている方もですね、やはりこう、その商売が、仕事が安定してできて、経済的にも安定をするということが、また、これが安心して生活できる基盤になるわけです。

また、その、医療とかですね、福祉、まあ介護とか、そういう基盤も、この生活する上で、非常にまあ、大きな、安心して生活する上で大事な分野ではないかなというふうに思います。

そういうことで、私たちが、それぞれまあ、生活をしていく中では、本当にあの、いろんな分野の中で、たくさんのが複合的にこう、結び合ってますね、この生活というものが成り立っておりますし、その一つ一つが、有機的にですね、しっかりこう、その相乗効果を発揮していくということが大事なんだと。まあ、そういうことが、まちづくりだというふうに思います。

まあ、そういう意味で、この地域づくり協議会の中でね、地域ごとに、皆さんが地域の課題を考えていただくのも、その中で、取り組んでいる内容、課題というのはですね、非常にまあ、多岐にわたりますし、当然、全ての地域の皆さんの、生活の分野が全て、その中に含まれたもの。そういうものが課題として、そういうものの課題をね、やっぱり皆で考えていくということが、地域づくり協議会の目的で、一番の大きな活動の目的であろうかというふうに思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） まあ、今、安心・安全というものの定義を論ずるつもりはございません。また、これは、いつかできると思います。

次、進みますね。

23年度に、地域安全協議会を設置するというように話をされています。それと、1回目は、会議を持たれたんですね。協議会を立ち上げられて。で、そうすると、ここでね、協議会とか、運営委員というものは、いったい、どういう性格を持っているんだろうと。なぜ、それを設置するんだろうということについて、少し、私、意見を述べますので、また、答弁をいただきたいと思います。

この協議会とか、それから委員会ですね、運営委員会、これは、地方自治法にある130条の4に基づく委員会。協議会設置は別としてね、町として、特別に条例を定めて、この問題を押し進めていこうという上で作った協議会が、生活安全協議会。この今、地域安全協議会だと思うんですよ。

そうすると、その委員に委嘱する皆さん、私自身ね、町民参加という話が出てますし、この委員に加わっていく皆さんの使命の1つとして、各種代表、各種いろんな組織の代表が入られますね。地域づくり協議会とか、ほとんどその、協議会とか、そういう運営委員会については、代表が入られておられますよね。ほな、その代表を選ぶのを、なぜつけたかと言うと、その代表の皆さんの意見を拝聴したいという気持ちが1つと、それから、その代表の委員さんを通じて、町民の皆さんに参加していただきたいという目的があるはずですよ。ということは、こういった委員会を置くということは、町民参加を求めた姿だと思うんですよ。

そうなってくるとね、先般、予算委員会の時に、南光町の歯科センターの話がありました。で、歯科センターの条例を見ますと、この中には、運営委員の設置は謳ってません。しかしながら、ほな、どこでと思うたのが、皆さん、運営委員さんの名前も分からないし、いつ開いたんだという顔をされてましたけれども、今、南光町の歯科センターのことについては、今、運営委員会を開くべきでしょう。この運営委員会の皆さんの名前が、どこに出るかいうと、費用弁償のところに出てます。

今、そういった運営委員さんにお越しいただいて、意見を聞くというところから、南光町歯科センターの問題が解決するんじゃないですか。ということは、言い換えればね、当然そこに、協議会なり運営委員会を設置すると謳ってあれば、設置しなければならないんですよ。それを、しないということは、町民の皆さんの参加を、そこで止めているというように、私は捉えて、この問題を挙げよんです。答弁あれば、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、運営協議会、特にこの、安全、生活安全条例に基づくですね、安全推進協議会、これは先ほど言いましたように、そのいろんな分野が、中にあります。その安全というものの範疇の中にもですね、安全、安心。そういうことで、それぞれもう、その、例えば、先ほど言いましたように、防犯については、防犯協会という、1つのこれも、協会としての活動。それから、防災活動、これも消防団や消防署。また、交通事故も、交通安全協会とか。ですから、また、青少年の健全育成等についてもですね、先ほど、長年の、それぞれ過去に活動してきていただいた、そういう組織なり団体というのがあるわけです。そういう人たちが、やはり、このもっと、連絡を密に、お互いに協議、いろんな分野が、当然その分野がですね、全てがこう、重なり合って、より、そういう効果が生まれ、本当に、安全な、安心な地域をつくっていくという形になっていくわけですから、そのために、この推進協議会をつくらうという、が必要であるということで、まあ、推進

協議会の設置が決められておるわけですね。

ですからまあ、当然、このことにつきましては、今、組織としても必要だということで、そういう活動のためにはですね、そういう方に参加していただくためには、組織というものが必要ということで、合併後、20年の1月24日ということで、私、申し上げましたけれども、記録的には、そういう形での協議会を開催して、そこで、第1回目の協議会をつくったと。

で、そこでの皆さんに、今の趣旨、安全推進協議会の趣旨と、また、部会等も編成していただいて、そういう目的で、地域のために活動をしていただきたいということでのお願いをし、了解を得ているということです。

ただ、それがですね、ただまあ、これまあ、1つは言い訳になりますけれども、災害等の中で、なかなかそこまでは、開催する機会をつくっていないということと。それから、その中で、もう1つは、この災害に対するですね、この防災、地域の安全活動、こういう問題が新たに、大きな、やっばし問題として出てきたわけですね。だから、今後は、そういう中で、地域づくり協議会の中においてもですね、それまでは、地域の防犯グループを設置して、防犯活動なんかをやっていただいていたと。そこに新たに、地域防災マップをつくったり、地域防災に取り組むということでの新たな、また課題で、地域づくり協議会で、活動もしていただいています。そういうものが、改めて、もう一度ですね、一体となって、安全安心をもう一度考えながら、地域づくりをしていこうというのが、これからやっていきたいということでの趣旨でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） ありがとうございます。ちょっとほな、聞き間違えだったんですかね。23年度に、この協議会を立ち上げるんじゃなくして、1回目を20年に行ったと。で、その後には、まだ何もやっていないというように取ったらよろしいか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その組織としては、もう既に、一応、設置はしてあるわけです。ただ、その後、具体的にですね、何回も、その協議会を開催をしてないという現状であります。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） あの、不幸にして、一昨年、災害を経験しました。従って、その経験から今、災害に対する町民の皆さんの気持ちは、今、そっちに向いてますね。そやから、事象によって、そのことが、ダツと前に行くとかいうようなことはありますけれども、やはり、私自身の考え方は、こういう条例があるんだから、これで、これを基本に考えたらどうかというような話をしております。

生活安全条例の求める活動は、急ぐようで急がないんです。

しかし、今、考えてみると、急がなければならない時が来ているなという考え方を持っています。この、いつも、この佐用町の時には、助役が会長やったんですね。今、このことを振り返って、感想がありましたらお願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 一応、石黒議員からのご指摘がありますように、こういった、大きな交通事故であれば、2件の死亡者が出たとか、あるいはその、町内でね、全焼の家屋が多く発生したとか、こういう、いわば一種の危機的なことが、こういうことが起きた時にですね、そういったことをしておけば良かったなというような感じは受けております。まあ、今、町長も申し上げましたけれども、特殊な事情で、ちょっと延期のような格好になっておりましたけども、まあ、そういった事案もあるということで、設置に向けて推し進めて参りたいと考えております。

〔町長「設置じゃなくて」と呼ぶ〕

副町長（高見俊男君） すいません。設置じゃなしに、再開の方を。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、どうもありがとうございました。

で、まあ、やはりこれ条例にも謳ってますけれども、町民の係わり方、事業の責務というようなものが謳ってあるわけなんです。で、ちょっと、参考までに、そういった事例をご披露したいと思います。

長尾課長、企画防災室に、先般、佐用町の断層地図をお渡ししましたね。お渡ししたんですよ。平井室長におわたししておきました。それから、消防長も。これはね、私の近所の皆さんが、フィルムから5万分の1の地図に落としてもらったものなんです。学校、佐用小学校の平田校長が欲しいとおっしゃってますから、また、学校にも持って行きたいと思えますけどね。

で、フィルムに写す、地図に落とす作業は、地域の皆さんにしてもらった言いました。で、その時に、ああ、これ川原町まで入ってきているんだなというようなことを、その皆さんが、話をされてました。その行動自体がね、はや意識としてあるわけなんです。で、いざいう時には、どこだろうということになれば、あれやないかなと。こういう推測になってくるから、やっぱり、そういうところも1つ、防災の上で、参加してもらえるところだと思うんです。

それからね、今ね、JAF、ジャフと言うんですけれども、あの災害の時にも来ていただいて、多くの車両の点検、あれをしていただいた。そのジャフが、限界集落について、特集を組んでます。一度行ってきたいなと思うんですけれども、集落、48集落の内、2集落以外は、限界集落になっているというような地図、あの、記事を挙げていました。それから、店がなくなる。そしたら、地域が立ち上がってスーパーを作った。成功の事例。それから、

デマンド方式で、バスを走らすような事例。ガソリンスタンドを経営するとか、そういうような記事を、これは、もう今、この、こういうところまでが、こういった問題に取り組むようになってきたということなんです。

佐用町も、私は、驚いたんですけども、町長もご存知だと思いますけども、雪がたくさん降りました。雪除けて欲しい、除けて欲しいという希望もあったと思うんですけども、この企業は、従業員を使って、朝早くから登校路の除雪があったん、教育長、ご存知でしょう。この人たちの取り組みも、これやはり、地域を守っていただいている1つの事例だと思うんですよ。

まあ、いい機会です。まあ、この、今、私の、この一般質問、テレビで流れていると思うんですけども、消防長ね、救急車の使い方というのを、これ皆さんに知っていただいておりますね。それから、今、救急業務で、消防署は、どのような、あれをされているのかということも、一度いっぺんお話されたらどうですか。

〔消防長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） じゃあ、失礼します。救急業務に限って、お話したいと思います。

平成22年、暦年ですけども、平成22年の救急出動は、845件でした。過去最高となっております。845件の内828人を搬送しております。その内、約65パーセントが高齢者だという状況です。

それから、症状の程度なんですけれども、余所でありますように、軽症の搬送というのは、比較的少なく、佐用町の場合は、25パーセントぐらいで、これは、この程度なのかなと。この程度で納まっておれば、ありがたいかなというふうに思っております。まあ、重症、それから、中等症が多いという状況でございます。

で、その年齢、先ほど言いましたように、高齢者が65パーセントを占めているというのは、これが、ずっと続いておりますし、これから増えていくんじゃないかなと、そういうふうな感じを受けております。

まあこれは、先ほどからも出ておりますように、佐用町は、高齢化が進んでおります。そういう意味で、職員にも、よく言うんですけども、潜在的な、安全にかかわるリスク要因が高いんだと。そういうことを承知した上で、まあ、救急業務なり、あるいはその、救助業務にも当たる必要があると。まあ、そういうふうな話を、常にしております。

それから、これから、要請があれば、救急に出て行くというスタイル、これは当然なんですけれども、それからもう一歩踏み込んで、予防救急というあたりにも取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうで、まあ、23年度の事業計画を立てるようという事で、職員の方には、言っております。

その1つとしまして、まちかど救命士養成講座というのを、23年度事業で計画しておったんですけども、3月、ついこないだ第1回目をやったんですが、事業の前倒しということで、まちかど救命士養成講座第1回を開きました。これは、従前からやっておりました普通救命講習、3時間の講習を受けてもらうんですけども、それを受けていただいたら、まちかど救命士という称号を与えて、救急隊が到着するまでに応急処置をしていただくこと。そういう意識を持っていただいて、そして、その応急処置をしてもらってから、救急隊に引き継ぐ。そして、救急隊は、医療機関の方へ搬送するという。そういった救命のリレーを完成させると。そのことによって、少しでも救命率を向上させたいと。そういう取り組みをやり始めました。

また、幼児教育。あるいはその、低学年に向けての取り組みなんですけれども、このあたりについても、これは救急だけじゃないんですけれども、火災とか、災害に対する、その能力を少しでも身に付けたい。身に付けさそうと、そういう必要があるんじゃないかなということで、これまでは、避難訓練中心だったんですけれども、これも3月から始めてます。これは、アメリカの方で開発された教育プログラムなんですけれども、グレート・エスケープということで、災害とか火災からの大脱走と。服に火がついた時には、どうするんだと。子どもたちに、そういう状況を教えて、フロアの上で、ゴロゴロと転げまわって、服についた火を消すんだとか。あるいはその、建物火災で、逃げ遅れた時には、どうするんだと。そういった具体的なまあ、事例を紹介しながら、子どもたちに実践を教えるといくと。そういったことを取り組んでいこうというようなことでまあ、進めております。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

それから、町予算の歳入の中に、交通安全特別交付金というものがあります。この交付金の算出は、町内の交通事故の発生。それから、一番に、道路交通法違反の反則金、罰金、こういう納付金によって、交付されるものだと、一概には、言えないかも分かりませんが、算定基準になっているように聞いてます。

まあ、いずれにしましても、この生活安全条例で謳って、条例を制定し、そして、防災防止思想をもとに、その活動が積み重ねれる。そして、その努力した分、成果は大きいと思います。

町民参加、事業者理解のもとに行政として力強く取り組んでいただきたい。切望して、この生活安全条例に関して、安心・安全の向上という、その質問については、終わらせていただきたいと思います。

続きまして、西はりま天文台の運営と町活性化での位置づけを質問いたしております。これは、私たちの町が、幹事町としてあります。天文台公園をいかしたまちづくりについて、通告どおりにご答弁願いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、2項目、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、2項目目の、西はりま天文台公園の運営と、町活性化での位置づけというご質問に対するご答弁を申し上げます。

西はりま天文台公園は、平成2年4月にオープンをいたしまして、昨年20周年を迎えたところでございます。また、昨年11月には、入園者数累計200万人を達成をいたしまして、年平均いたしますと10万人前後の利用者をお迎えしているというのが現状でございます。

管理運営は、当初、旧佐用町と旧上月町が設立をいたしました大撫山開発一部事務組合が行って参りましたが、佐用郡4町の合併に伴い、平成17年10月より佐用町が管理運営を引き継ぎ、平成18年4月からは佐用町が兵庫県から指定管理者の指定を受け、管理運営を行っているところでございます。お尋ねの天文台公園の運営および町活性化での位置づけということでございますが、ご承知のように、2メートルなゆた望遠鏡は日本最大であり、公開望遠鏡としては世界最大でございます。このセールスポイントを最大限に生か

して、参加体験のできる施設としての活動展開を行っております。また、週末の家族用ロッジの予約は、ほぼ満室の状況が続いており、宿泊施設の面からも人気の高い施設となっている状態でございます。

議員ご指摘の、町の活性化にどう結び付けるか、町内では認知度が低いのではないかとこの点でございますが、年間 10 万人の入園者は佐用町としては、大変大きな人数でございます。この利用者を単に天文台公園という 1 点の利用に留めず、町内の、他の観光施設と連携を図り、佐用町全体の活性化に結びつけられるように工夫が必要だというふうに考えております。

既に、観光協会等でも案内地図等が作られておりますが、更に工夫をして天文台公園の入園者向けの観光ルートマップのようなものを作製して配布するのも 1 つの方法かというふうにも思います。晴明塚や道満塚は、格好の観光資源でありますし、町内各地の魅力を天文台公園入園者に広報することは一定の効果があるというふうにも考えております。

また、認知度という点でございますが、現在でも、さようチャンネルや広報紙に定期的に登場をしておりますし、地域の要請に応じて、星の出前を行ったり、町内の小、中、高校の要請で特別授業や講演、高年大学での講演なども、それぞれ行っていただいております。町民の認知度という点では、決して低いというふうには考えておりませんが、天文台公園の利用という面では、確かに、そう多くないかもしれません。利用しやすい環境作りを行うとともに、内容にも工夫をこらし、町民を対象とした事業展開も、今後、必要ではないかなというふうにも思うところでございます。

以上、第 1 回目の答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、13 番、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 今、確かに、利用者が 10 万とおっしゃいましたね。これいただいとんは、8 万なんですけど。2 万人は、どんなんでしょう。

〔町長「年平均と」と呼ぶ〕

〔石黒君「ああ、年平均ね」と呼ぶ〕

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

13 番（石黒永剛君） はい、分かりました、それはよろしいです。

議長（矢内作夫君） はい、13 番、石黒君。

13 番（石黒永剛君） いつも、高砂の老人会が、継続的にお世話になって、出前講座ありがとうございます。

公園長にお聞きしたいと思うんです。なぜ、町内の利用者が少ないかという、その原因分析、台長なり公園長なりに、されていると思うんですけども、私自身、考えるんには、自分から答え出すようなんですけども、非常に難しいですよ、あそこ。学習の場だと考えた時

に、ちょっと利用も後ずさりします。お願いします。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） はい、お答えさせていただきます。

ちょっと、難しい質問ではあるんですけども、当初よりですね、20年経っているんですけど星っていうのは、山に登らなくても見れるって多くの方から言われました。で、それは、事実ですね。せっかく天文台のある場所ですから、星は、よく見えるんですけども、大撫山という高い所にまで登らなくても平地からでも見えるというのが、実際のところ本音だろうと思うんですね。

ただ、後は、その付加価値として、天文台に登れば、こんなおもしろいことがある。あんなおもしろいこともあるよというのは、われわれの宣伝不足かも分かりませんが、実際は、まあ、地元において、お泊りになるということは、基本的にないと思っていただいた方がよろしいかと思うんですね。

でも、以前から、町長とも話し合い、且つ、いろんな場面で、運営協議会とか、あるいは監査の時に申されているんで、われわれ指摘されているんですけども、是非、町民の方々に、体験的な宿泊、これ無料でもいいから、そういうふうにして、良さを感じ取ってもらえないんだろうかという話もございます。その実現に向けてですね、今、鋭意努力はしているんですけども、まだ実現に至っていないのが現実なんですけれども、是非、一度、町内の方には、お泊りをいただいて、その良さも少し味わっていただいて、他の方々にも大いに宣伝していただくという方向性を、うまく追及できればよろしいかなと思っております。以上でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） これは、誰にお聞きしたらいいんですか。

県の行革の1つとして、天文台の運営と、それから家族ロッジ、グループ棟の運営の分離論が話しされて出ておったと思うんですけども、その話は、今、どうなってますか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 昨年ですね、これ県の新行革プラン、3年目の総点検というのがございまして、指定管理施設、今、佐用町が指定管理を行っているわけですけども、その指定管理施設に関しても見直しを求められております。その新行政化の示す、施設の佐用町への委譲というのが前提なんですけれども、いろいろ県としても、内情をお調べいただいでですね、佐用町に、これだけたくさんの財政負担が可能かどうか。失礼ながら、僕から言うのも、おかしいんですけども、非常にまあ、例えば、毎年1億数千万、2億に近いお金を使っております。で、定期的に、鏡のメッキに、また1億3,000万近いお金が必要です。そういったお金をつぎ込みながら、佐用町の方で、運営管理していただける

かというのは、かなり難しいのではないかというのが、県の方向性であります。

それで、運営体制も含めて、積極的に一定の見直しを行うという方向性が出てまいりまして、西はりま天文台公園の果たすべき機能の明確化を踏まえた運営体制を考えようということで、今の方向性ですけれども、あくまでも県が発表した方向性ですけれども、天文台と、いわゆる公園の部分、宿泊部門を、これ分けまして、天文台は、県の直営。そして公園の部分、宿泊を含めまして、民間を含めた指定管理に出してはどうだろかという方向性が、今、出てきておりまして、県と、それから佐用町と天文台公園の3者で、今、協議を、具体的な協議を進めているところです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） 最後の質問になります。昨年、町長答弁にもありましたように、20周年の行事が持たれました。幹事町の町長として、非常に格調の高い式辞を述べておられました。そして、更に、公園の運営功労者に対して、感謝状の贈呈がなされておりました。そして、終了後、お茶会があったわけです。で、まあ、その時、公園長はおられたと思うんですけれども、私自身の、これ個人的な見解かも分かりませんが、やはり幹事町として、誰か、佐用町の、下から、この庁舎から参加すべきではなかったかなと思っております。

それが1点と。未だに、私自身が、聞いてないんかも分かりませんが、かつての公園長であり、名誉、現名誉公園長であった、森本雅樹先生。私自身、このお茶会が最後だったんですけれども、亡くなられました。それは、この報告は、議会ではありませんでした。で、その、亡くなられた新聞報道の2、3日後だったかな、議会の協議会があったと思うんですけれども、なぜ、私どもに、そういったニュースが流れなかったのか。非常に残念に思います。答弁お願いします。

議長（矢内作夫君） どないします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 20周年の後の、そういうレセプションと、その計画についてはですね、天文台の方の、そういう友の会や職員で、中心にされたということで、私は、あまり、その天文台の中での、その、そういう行事でされておりますのでね、正式な出席ということについては、当然、考えておりませんでしたから、それは、それで、式典が終われば、1つの式典として、私は、終了したということであったと思います。

まあ、あの、森本先生にはですね、本当にあの、この天文台の、特に、なゆた望遠鏡をつくる、発展について、いろいろと公園長もしていただきですね、後、顧問もしていただき、お世話になりました。ですから、亡くなられて、当然、その偲ぶ会等にも参加をさせていただきましたし、まあ、議員の皆さん方も、参加を、案内があったかどうか、分かりません。私らも案内という形ではなくてですね、そういう形でされるということでの参加をさせていただいたと、いうことでございます。

まあ、それが、どういうふうを受けておられるのか、分かりませんが、天文台の

方から、当時、急死されておりますのでね、台長も、特に、そういう後の葬儀等、非常にまあ、お世話になったということで、中心的になってですね、そういうふうにされたということで、そのへん、逆にまあ、連絡等も遅れたという点もあったというふうに思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） ええっと、私まあ、このことについては、幹事町としての礼儀というものが欲しかったなというように、私思いました。これは、見解の相違やと思いますけれども、まあ、そういったことで、ちょっと、この、こういった場で、お話するのは、おかしかったかも分かりませんが、出したわけです。

まあ、いずれにしましても、本日予定しております私の質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。

以上で、石黒永剛君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後8名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明16日、午前10時より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

---

午後04時05分 散会